





大扶桑國考下卷

八

東方朔十洲記云扶桑在東海之東岸一万里東復有碧海
 海廣狹浩汗與東海等大碧水既不鹹苦正作碧色扶桑在
 碧海之中地方万里上有太帝宮大真東王父所治處也多
 林木葉皆如桑又有椹樹長者數千丈太二千餘圍樹兩
 同根偶生更相依倚是以名扶桑
 彼國北東海東岸也。謂曰東表の立タチ依徐州揚州北堺サカイ

武藏國 安藤直彦
 和泉國 上條良枝
 武藏國 澀谷正彦
 校 同

淮水也いふ邊の海岸を云ふ。其岸より一万里にして扶桑國ある由ふて。此を彼國に里法あれど。拘はるる足らざり。彼岸より此岸まで。皇朝の里法にて。三百餘里の海上あり。○上有太帝宮云くは。太帝とは。太昊伏羲氏を云ふ。そは淮南子は。史記の封禪書れども。太帝と稱せしむること數所に見えて。秦帝也も書し。史記正義まゝ。索隱あやふ。太帝謂太昊伏羲氏と註し。玄家の諸書小も。扶桑太帝と稱せしむて知し。然るに。大真由。三五本國考。よ云ふべし。多林木。葉皆如桑。地形訓。東方曰棘林。曰桑野。也有るを。乃此林木と聞えし。然るに其葉を桑小似大されど。實は桑小非ざる故。如桑とは云ふなり。○又有楛

樹云くは。山海經に廣注ふ。此文引きて。兩幹同根。相爲依倚。故名扶桑。猶之扶荔。扶竹。扶筍。皆取此義也。と云へ。此義あり。楛を玉篇小。桑子也。此も其義を用ひし。然れども。字彙小。此字を桑子に用ふる。俗用して非ざる由云ふ。毛詩に于。嗟鳩兮。無食桑甚。とあり。甚。甚れ。ち。楛の古字あり。

九

僊人食其楛。而一體皆作金光色。飛翔玄虛。其樹雖大。其葉及楛。如中夏之桑也。但楛希而色赤。九千歲。一生實耳。味絶甘。香美。地生紫金丸玉。如諸夏之瓦石。眞僊靈官。變化万端。蓋無常形。亦能有分形。爲百身者也。神異經。東方有桑樹焉。高八千丈。敷張自輔。其葉長一丈。廣

六尺。其上自有蠶。作繭長三尺。繅一繭得絲一斤。有椹焉。長三尺五寸。圍如長。云云。十州記亦云。今舉之如桑。云云。以て眞此桑とは云をばざる哉。此經は眞の桑とて。如此云云。依を妄也。然れば此經字も。東方朔が記を言ひ傳ふれど。決えて後人の偽託也。然るを同人に記せざる。斯の如く相違の有るは。くも非ざる也。然れど古物ある故也。其妄誕どもを因あらむ時。くは論はむとれ。右二條を。十州記扶桑國に全文れるが。此を神僊に古説ふて。我が神州に神世の有狀を傳ふし説ふれむ。古學の古眼をもて見るは。俗學に今眼を以て見こせ勿れ。其をまば碧色。既不鹹苦。正作碧色と何

依を國地はくも廣からず。然る長高き大樹の茂り。満有む。小は其影の映して水色うねらる。碧小見也。はく大樹の蓄れる處を眞水に盛ある者れまは。潮ま。然しも鹹苦なるは。此道理也。此の道理を謂ゆ。依究理に學成精究も。自於うらう。はく僊人と云。依を神世の神等をいふ也。其を椹を食する故は。非ざる也。優れある神等は。みま。身も光耀あり。古史傳亦委く説ふ也。はく眞僊の靈官を。空變化万端。數多し。分形せむと云。此も然る説也。神も分形のみに非ざる。合體もま。自在あり。變化も。も万端。坐し。此等の事ども。知ま。思は。人。神典を讀みて知るべし。

る地小紫金丸玉を生むる處と。瓦石の如くも有る。是は神
世に幽顯いまじ別れざ依時を。あう有りむと覺ゆ依を。顯
幽をて小別れて後。然る事ともは幽界小属て。顯界小を
いと得難くも成り依。此事も古史傳に委く説く事
不藏金玉。則紫玉見于深山。服飾不踰祭服。はる皇國の古。
則玉英出と云ふ意をへ無よしも非らば。桑椹の木は言を
桑椹の木は言を絲也。其小類する諸大樹に有しこを。
古書と毛小昭くとして。今現るそ此埋木の出る哉見るは
更にも云。其大樹とももの然あがら草木甲ひて山と成り。
苔生して巖也化ゆて存る依字。人を志の知らばそ有り依。
近ころ伊豫国ある明月と云ひし僧の寛政六年に著せる。
扶桑樹傳といふ物を見る。我郷有扶桑樹。而地僻人質世

世未傳之。豈不遺憾乎。客歲余南遊。登海上諸岨。以槩見扶桑
之舊蹤。其山海之間。巨巖細石。盡有美質。色則玄黃紫赭青白。
純雜無軌。余熟視之。愈是木之化石者也。故縱橫木理。備存焉。
其焦而埋者。今見在伊豫。喜多二郡。山海數十里。其海潮之中。
往く有為磯者。其上潮勢極惡。判然不可由焉。海舶所畏憚也。
其最近者。暮春之初。海潮大落。則揭厲就之。用獨頭斧剖取。
之。余亦得之。而還其質如炭。堅實純粹。研之。則黑於漆。光溢沢
流。得者珍重。古稱扶桑樹。余實觀之。匪聞斯傳之也。と云へり。
此書は八葉むの物れり。今奉る文もそが中の一葉ば
談多多く作記せる物あり。今奉る文もそが中の一葉ば
うであるが。此は今は存る事実を記せ依りて。妄談を無し
と見ゆれを採り。然れど此埋木茂扶桑樹と決ど依を信
は桂といひ傳ふるや。已も其木を得て藏する。其質を
石炭の如く小堅実あるが漆よても黒く木理を詳あら
石堅実も桂木小やと思ふ質の無よしも非ず。又質の然し
も堅黒からぬ所を櫻やと思ふ。非ざるを思ふ。依も多り。
橘南溪が西遊記に。明月この書を諸越に傳ふとて。長崎
に到れるに遇り。いさや因り古記大樹に古説を標て。神世
る由を記せり。

此春を知らぬ人此。遠き眠子驚りしてむ。其は景行天皇紀。
十八年七月の所。到筑紫後國御木。居於高田行宮。時有僵
樹。長九百七十丈焉。百寮蹈其樹而往來。時人歌曰。阿佐志毛
能滿。概能佐烏。麼志。摩幣。菟者彌。伊和哆羅秀暮。彌開能佐烏
麼志。朝霜の御木此。棹橋百寮。い渡ら。爰天皇問之曰。是何樹
也。有一老父曰。是樹。歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱杵嶋
山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜
號御木國。と云。筑後國風土記。云。三毛郡昔者棟木一株
前。國藤津郡多良之峯。暮日之影。蔽肥後國山鹿郡荒帆之山。
因曰。御木國。と見え。今も其。辺數郡。小く。水。埋木。の
て。底。一面の大樹あり。とぞ。其木。子。國人。西原。異樹。より。贈
れる。小。其。木。理。を。察。れ。む。棟。木。は。非。空。実。は。櫛。木。を。有。り。る。

去此櫛木の九百七十丈。字町小直しては。大凡二十八町は
う。有べし。此を僵れて。幾百年の星霜を。経りむ。其間
を梢枝。と盡く。朽折。して。幹木。此。み。存。ゆる。と。言。ふ。も。更
ぬ。れ。む。其。立。木。を。て。在。し。を。や。は。一。里。餘。の。高。さ。を。必。有。べ
く。本の太さ。も。慥。小。五。六。百。尋。を。と。有。り。む。然。れ。ば。朝。日。小
は。肥。前。此。杵。嶋。山。を。隱。し。夕。日。小。は。肥。後。の。阿。蘇。山。を。覆。せ。て
と。云。こ。ゆ。然。も。有。べ。き。事。も。あ。る。古。事。記。仁。德。天。皇。の。段。に。此
其。樹。之。影。當。旦。日。者。遠。淡。路。島。當。夕。日。者。越。高。安。山。故。切。是。樹
以。作。船。甚。捷。行。之。船。也。云。と。云。へ。る。事。も。有。れ。ど。日。本。紀。了
た。此。船。材。此。事。を。遠。江。國。大。井。河。より。流。れ。て。河。曲。り。停。ね。る
由。り。て。其。大。十。圍。と。有。り。何。れ。り。是。を。知。ら。ぬ。ま。ま。按。雲。依
小。肥。前。風。土。記。の。佐。嘉。郡。の。條。に。昔。者。樟。樹。一。株。生。於。此。村。幹
枝。秀。高。莖。繁。茂。朝。日。之。影。蔽。杵。嶋。郡。蒲。川。山。暮。日。之。影。蔽。養。父

郡草横山也。日本武尊巡幸之時。御覽樟茂榮。曰。此國可謂榮
國。因曰。榮郡。後改。号。佐嘉郡。ト見え。播磨風土記。明石。馭家
駒手。御井者。難波高津宮。天皇之御世。楠生於井。只朝日。蔭淡
路島。夕日。蔭大倭島根。仍。伐。其。楠。造。舟。其。迅。如。飛。一。楫。去。越。七
浪。仍。号。速鳥。云。と。有。諸。説。をも。併。て。思。ひ。辨。ふ。べ。し。ほ。今。昔。物。語。小。昔。近。江。國。栗。太
郡。小。大。なる。柞。樹。生。ふ。り。り。其。圍。五。百。尋。あり。然。れ。む。其。木
れ。高。さ。枝。を。差。し。る。程。を。思。ひ。遣。依。べ。し。其。影。朝。小。は。丹。波。國
小。は。し。夕。不。は。伊。勢。國。小。差。は。然。る。間。小。其。國。の。志。賀。栗。田。甲
賀。三。郡。の。百。姓。お。の。木。蔭。を。覆。れ。て。日。當。ら。ぬ。故。り。田。畠。を
作。り。得。た。と。無。し。此。小。よ。て。其。郡。く。は。百。姓。ら。天。皇。小。此。由
を。奏。は。天。皇。掃。守。は。宿。禰。等。を。遣。して。此。樹。を。伐。倒。さ。し。絶。給
ふ。其。よ。て。後。を。百。姓。田。畠。字。作。る。小。豐。饒。ある。事。を。得。し。を。彼

奏し。ふ。は。百。姓。の。子。孫。今。そ。は。郡。く。小。有。と。見。え。ふ。ゆ。柞。木
を。ハ。ソ。と。訓。む。字。ある。を。撰。者。を。ク。リ。此。木。は。用。さ。る。ゆ。に
其。そ。は。木。の。在。し。所。を。栗。田。郡。と。云。り。て。知。べ。し。古。事。記。傳
に。近。江。國。栗。田。郡。の。語。り。傳。り。て。云。く。古。小。栗。は。大。木。ゆ。て
其。枝。數。十。里。小。は。伏。こ。れ。故。栗。本。と。云。ふ。今。も。地。を。掘。れ。ば
栗。の。実。ま。ま。枝。あ。ど。有。て。出。は。ス。ク。モ。云。て。里。人。の。薪。に。用
ふ。物。あ。て。土。中。より。掘。出。は。是。も。其。栗。の。葉。あり。と。云。ゆ。
此。類。は。語。り。傳。り。不。在。し。こ。知。べ。し。と。云。は。し。は。此。木。あり。
あ。麻。大。木。の。処。く。小。在。し。こ。知。べ。し。と。云。は。し。は。此。木。あり。
謂。ゆ。る。ス。ク。モ。土。は。非。石。子。非。柴。の。葉。塊。り。と。云。ゆ。如
き。物。あ。れ。を。栗。と。も。柞。と。も。定。め。難。し。但。し。幹。木。の。石。子。化。れ
る。が。多。く。あり。其。を。國。人。あ。は。栗。木。の。圍。五。百。尋。と。云。と。き
は。二。百。五。十。丈。圍。あり。此。を。開。小。直。して。四。百。十。六。間。半。餘。を
れ。む。其。木。口。は。徑。百。三。十。一。間。半。餘。む。り。有。べ。し。是。ま。ま
甚。し。き。大。樹。と。ぞ。有。り。依。神。異。經。云。東。方。荒。中。有。栗。木。高。二。十
丈。栗。徑。三。尺。其。殼。赤。其。肉。黃。白。味。甘。

食^ヘ之^ラ人^ヲ短氣^ニ而^シ渴^セと云^フるを栗田郡の栗
木の事を訛^リ傳^ヘる説^ハもや有^ラむ。右^ニ數^ノ木^ト如^シ
たは神^{カミ}世^ヨれ老樹^ノの適^ニ小^ノ遺^レるふて人の世^ニ取^テ去^ル此^コ
よあき大樹^{ナレ}。最^トと布^キ神^セ世^ヲは是^{コト}等^ニ此^ノ木^ニ數^ノ倍^ニ勝^ルれ
る大木^{有^リハ}むと思^フ由^何。然^ルを己^レいみし年^ニ京^都小^ノ物
して愛宕^ノ山^ノ小^ノ參^上ア^リ。踏^元よ^レ此^ノ山^ハ疑^ハく檜^栢ノ類^ト
る依^大樹^ノ。立^タら^ガら化^レる山^形依^事をま^カ知^ル。た^ハ
思^ヒ得^ル味^ハひ^ト。実^ニ云^フ難^シ。そ^レを云^フ交^トも真^ニ古^ノ学^ヲ
見^ル考^ス少^クし^ク其^ノを導^キして己^レが^レ行^キ見^ル然^シて紀^伊
國^ノ小^ノ物^シて和^歌山^ノより伊^太祁^會神^社小^ノ詣^リ依^ル。其^ノ半^途
よ^レ前^ニある小^ノ山^を更^ニ道^ノの長^道も大^抵を。一^面の平^原

石^ノ敷^キ依^如くあるを熟^ク視^レれ。其^ノ小^ノ山^は行^ク道^ハ
平^石もみ^ぬ木^化石^ハ。中^ノも楠^木化^セるが多^ク。ま^ま
道^ノのち^ど半^道計^メが^なや。右^方は岳^ノの連^リ依^を見^ル。赤^ク
石^ハ小^テ。其^ノを甲^子土^ノ赤^クを^見る。其^ノま^ま何^ノ木^ナら^む。
赤^色ある木^ノ化^レる岳^ノ。其^ノ中^心を石^ト化^ス。外^邊を赤^ク
土^ト化^ス。依^如く。其^ノ處^ノ名^を問^フ。曾^シ神^社まで詣^ル。然^レど若^シ
あれ^を誰^ニま^れ行^キ見^ル。知^ルべ^シ。此^ノ時^ノ供^ノ連^リし者^ハ
ども^も此^ノ木^ハ化^レる山^ノぞと云^フ。信^ヲて^テ依^ル者^も有^リ
る。石^ハ連^リ依^ルが有^リ。欠^ク取^ルて火^ニ然^シ。試^スる^煙
の出^依を^見て。其^ノ者^も始^メて木^化石^ナり。依^ル和^歌浦^ノ小^ノ物
知^リき。其^ノ今^もい^さく。持^テ有^リ。依^ル和^歌浦^ノ小^ノ物
して見^ル。小^ノ其^ノ一^浦盡^ク楠^木。一^本。其^ノ隨^ハ化^セ依^ル。

其根を海底小深く廣くと布て見也。然して玉津嶋明神
此坐以山字見る。此を見紛ふべくも無き。松此大木の立
あから化れ流山あり。節形正し所。枝さし流所あど有
はく小見也。人々詣て見て知る。此山遊人遊る時若
ま伴ひゆる。此山を松木と和哥浦ある平石こそ楠木
まとも木国ちふ由縁あど語る。信羅人山とぞ云ふあり。
人も有り然れど国人も此山字伽羅木山とぞ云ふあり。
其をその木此さま小も似れむ。斯て此辺の海を見
て十洲記に碧海とは能くも云へり。始めて知て其
は海底を一面に青き木化石あり。故に其が映じて水面の
碧色ある。ちて大和を廻て伊勢國に出外宮へ参て。
内宮の方参る。小外宮此社地よ。謂ゆる天岩戸と云ふ
邊へ行く處まで。一楠木の横はれる化石あり。彼二見浦も。

一楠木の根は海に在て。陸に出る所を山と化れる。
て。大小二粒の謂ゆる立岩も。それ連きの欠て奇しく竝立
ふる。凡木化石を見ぬ。小常種は木理を見知り居
石ぞと云は。其石を熟く見れむ。大抵これ木理の化れる
古学志は。人の事は誰も見極められ。物あ大あり。
余が見通れる國。此中小木國は。木化山の多きは無
し。此を殊小深き由ある事あり。餘の國も木化山を無
くは有。抑彼國小坐以伊太郎曾神と申は。熊野本宮小坐
以須佐之男命の荒魂神小坐。遠於神世。天上より種
此木種を持降て。外國をも。普祿く見巡て給へる。所
思し食以御旨。其皇國の地をけみ植生して。後小

此木國小鎮^{ニツ}正坐^ニ坐^スなり。故木國とは號^イふなり。紀伊と書くと後の御定めを
 凡^スて此等の事とも古史傳^ノ了^レ。此^レを天地造化^ニ窮理^ノの學^ト
 謂^フれむ。彼書^ニ就^テ見^レべし。此^レを論^ハはむ。ま於^テ此^レ大地^ニ圓體^トなり。其^レ周圓^ヲを包^ムみ
 よ。此^レを論^ハはむ。ま於^テ此^レ大地^ニ圓體^トなり。其^レ周圓^ヲを包^ムみ
 圍^メめ依^テ薰圍^トと云ふ物^ナなり。此^レは謂^ハゆる氣^ニありて。動^カよて風^ト
 なる物^ナ即^チ是^レあるが。此^レを實^ニ小^ニ地氣^ノの外^ニ發^スせる物^ナなり。冷
 あり。此^レ薰圍^ヲを西洋學^ニは。濛氣^トま。霧環^トなり。号^カり。れど。
 其^レ号^カり。實^ニあり。叶^テなり。是^レを以^テ余^ニ。此^レを薰圍^トと号^カり。そを
 神典^ニあり。其^レ精^キき。然^ルる小天^ニ。日^ニ温氣^トま。其^レ薰
 圍^ト字^ヲ照徹^シて地^ヲを蒸^ムし。天地^ノの氣^ヲ和合^シして。動^カ靜^カ氣^ヲ盈^ルる
 間^ニ小^ニ。万物^ノ生成^スる事^ナなり。地氣^ハ上^リ升^リして。天氣^ハ小^ニ壓^レれ縮^ム
 まれる際^ニは冷際^トと云ふ。此^レを地平^ヲを去^ルこと。大約^ニ三十町餘^ト

正^ニ此^レ處^ニありと見^エち。そは皇國^ニありて山^ヲちふ山^ニ中^ニ小^ニ富士^トは
 卓^クれて高^クきを。其^レ直^ニ立^セせる長^ク。一里^ヲ足^ラば空^ニ云^フふ。常
 小雪^ハ所^ニ依^テる。冷際^ニは近^キ故^ニ形^ヲ依^テるを思^ヒて知^ラし。但^シ此^レを皇國^ノの風
 土^ヲ不^レ就^キて云^フ説^ハるが。印度^ノなどの如^キ。赤道^ニ近^キ國^ノ
 ち。富士^トより數倍^ニ高^クしと聞^クる。山^ノも草木^ノの茂^ルるが有^リ
 と聞^クる。其^レ地^ノの度^數。從^テい寒^ク暖^クより。冷^シ然^ル依^テる皇
 國^ノの古^ク。一里^ヲを越^シして。丈^ノ高^ク。大樹^ノの有^リこと甚^ク意^ヲ得^ル
 加^ハし。然^ルるは冷際^ヲを過^ルる高^ク天^ニ小^ニ冲^ニありて。此^レを榮^カえ延^マ
 じ。此^レ道理^ヲあれむ。然^レども此^レを西洋風^ニ窮理^ヲを稱^スは
 る。小理^ヲ談^スふ。こそ有^キ實^ニ然^ル依^テ大樹^ニ存^セる。正^ニ史^ニ實^ニ
 録^ス昭^シく也^ナして。今^も數^郡に涉^ル埋^木ども。現^存るを

何とせむ。然れば此を窮理の垣を踏破りて。垣外ある神理
を探して悟るべき事なり。凡て究理と云ふは。漢土人の早
人らに殊る論議を事あるを。今皇國人も其説あり。蕃
の無了しき非ざる故。吾も其究理せらる。然るに事
理説をも説く。究理の論。人の智を加き有り。然るに事
ども小當りて。究理の論。其及ぶ。西哲ら。究理の
説。蘭學者と云ふ。徒ら見たり。其謂ゆる。西哲ら。究理の
為れ。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
内。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
取。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
小。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
学。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
種。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の
邇。余よ此を見れば。五十歩百歩。此を笑ひ。究理の

了しうば。幾千歳前ありむ。知るらば。此を世の始め國
固め給ふ時なり。故に。此の大樹を蕃茂すべき。常小異
依天於木種を持降して坐して。國に鎮と物し給ふ。山岳の骨
まゝ國土に骨とも爲む。其の神意ありしが。其頃天地相去
去と猶遠らば。冷際いまど立ざりし故。然る大木と榮
え延ぶ依と所思るなり。然れは。彼林森木も。此神の殖生し
或は十洲記。九千歳一樹。實と有る。依れは。伊那岐神
の御世よ。生し給へる。樹の山岳は。國に鎮あり。其
と。万葉に。不盡山を。日本に。山岳の鎮と坐す。神も。宝
も。成れる。山を。云と。詠み。石を。國土。山岳の骨と云ふ。
とは。晉の張華。博物志。地以名山。山為輔佐。石為之骨。川為
之脈。草木為之毛。土為之肉。三尺以上。為糞。三尺以下。為地。と
云。實に。此。乃て。邇。藝命。天降坐して。後。天地相去。矩
意。む。へ。あり。此。乃て。邇。藝命。天降坐して。後。天地相去。矩

今此如く定るべき由ありて定まじし故す。其後を漸く小
 其大樹をもの山岳と成り巖石と化りて。國の鎮免れ骨と
 は爲れり。太古より天地相去るを遠うらざりしが漸く今
 小も其傳遺りて徐整る三層記れども天日高一丈。地日
 厚一丈。如此万八千歳。天極高地極深。云へて思ひ合れ
 し。然れむ彼國の古説。東方の域に大樹ありし事を稱し。
 まゝ上第四條を依。青邱國に所引る。十州記長州の説
 外どは。其大樹とも此仍存せる間。神僊の往來し於見
 覺てて語り繼るる。上の筑紫小僵れて在し大木。近江
 國ありし大樹を更なり。肥前播磨あやの大樹を。適小神世
 此遺木の長存せぬ物と知べし。今此世も然る大木あり
 やと尋ぬる。文化九年の

事と。紀伊國熊野山の奥三十里むりありて。大木の榎
 伐出せる。元木百二十抱。高さ三百二十間。餘は南北へ差
 角。小して廿五間。むりあり。木口三十四間。四尺八寸あるを。
 の杉七本。その外六七間以下。此諸木多く。松。檜。榎。栴。檀。神。行。
 南天。あやも。寄れ。て。ぞ。ま。熊野。山。奥。大。杉。明。神。と。記。
 戸。関。村。と。云。ふ。所。も。大。杉。明。神。と。云。ふ。三。十。三。尋。餘。の。木。あり。
 る。由。あ。ゆ。が。是。等。より。大。き。なる。木。の。有。り。と。云。ふ。こ。は。未。聞。
 う。大。樹。と。成。れ。る。の。あ。り。大。き。なる。成。り。行。く。間。を。木。も。そ。れ。り。於。れ。
 て。大。樹。の。自。然。に。定。り。と。見。え。て。右。に。大。杉。と。神。世。の。大。
 樹。に。比。べ。て。小。木。あり。然。れ。ど。今。し。も。飛。騫。國。高。山。に。迎。り。異。木。あり。て。
 枝。も。葉。も。み。み。有。り。三。つ。は。然。れ。し。樹。の。高。山。に。迎。り。異。木。あり。て。
 ひ。て。今。も。立。榮。え。有。り。と。云。ふ。人。あり。ま。信。濃。國。戸。隠。山。に。
 奥。深。き。所。に。一本。あり。て。二。三。里。の。間。に。は。信。濃。國。戸。隠。山。に。
 立。冬。より。春。小。至。五。丈。餘。も。雪。ふ。る。所。に。故。より。其。幹。木。を。直。
 見。し。人。あり。と。云。ふ。こ。も。聞。こ。り。此。等。の。大。樹。も。此。事。あり。

其國人の人々委く問ひて其於不彼扶桑樹の外小も東方
実否を知らずしき事なり。然る不彼扶桑樹の外小も東方
大樹は事云ふ。太戴礼記五帝徳篇小。孔子が顓頊は徳
を語る所小。潔誠以祭祀乘龍而至四海北至于幽陵南至
交趾西濟于流沙東至于蟠木云々と云へ。史記ある顓頊
家語小も此事の見えし依て太戴礼を採れるなり。呂氏春
秋の増註は蟠字は古音扶ふれむ蟠木字はち扶木あり
や云ふ説を和り然る説は聞ゆれども此は古註ども
蟠木ありと云ふより從ふべし其を黄帝本行記は東至蟠桃
と云ひ注し蟠桃は度索山出山海經と有れむあり。此木は
其増註及び史記註ふと小。山海海外經云東海中有山焉名
曰度索上有大桃樹屈蟠三千里東北有門名曰鬼門萬鬼所
聚也。天帝使神人守之云々。説郭子舉る玄中記小。東方有

桃都山。山上有一大樹。名曰桃都。枝相去三千里。上有天雞。日
初出時照此木。天雞即鳴。天下雞皆隨之。と有る木は事なる
。但し今傳は依山海經より右文あり然れ。是ま我が神世
。此説を載せる諸書といと數あり。是ま我が神世
の古傳小。出雲國の伊賦夜坂は坂本ありし。桃木の傳は
訛れる説は依こと疑あり。度索山はま度朔山とも書き
文より桃都山を見え。神異經は鬼府山と云ひ。述異記は
た。磬塘山とも桃都山ともいひ。神異經述異記とも其山
を扶桑の域内と爲し。述異記は一説日本國有金桃。其実重
一介とも有り。依本編の黄帝傳小。諸書を引きて委く記
し辨ふるを。依て右に如れむ。古人の皇國小扶桑國とい
ふ名を當ふ依て實小よく叶へ。然る小松下見林が異稱
日本傳り。扶桑東夷國名在東海中。人有誤以扶桑爲日本別

號者蓋日本近日所出淮南子曰日拂扶桑故牽合爲日本事
杜佑通典東夷上載日本東夷下載扶桑詳說其風土可以此
自知扶桑非日本也。と云るを却て非あり。此松下氏が説を
引たり本書より然依て其通典より日本と扶桑國と差別小載
就て見べし。其扶桑國の事を見る小疑なく我が武烈天皇の御世
小皇國人は奸猾き者おし渡りて世過の術計小僧形と成
りて皇國の實事と否ぬ妄談と成りて交りて語り欺りる
を杜佑が信する小ぞ有る依。古く御國人まゝ他國人も彼
せるな信り承て其國籍を記せる類を計ふ依小暇あらば
今あるは通典の説を次く本文とあし注し辨ふるは准へ
て知し。山土産大樹谷曰將麻姑麻去三十里土育天鏡日

十
杜氏通典云扶桑南齊時聞焉廢帝永元初其國有沙門慧
深來至荊州說云扶桑在大漢國東二万餘里地在中國之
東。

南齊は廢帝が永元初に皇國には武烈天皇は元年小當れ
り。其頃を皇國よりいまざり沙門あき時れまば此奴かの國より
渡りて卒道心者と成れるをぞ知べし。其を和漢古今とも
よき者の無。ちて國名を稱せむ。何とて日本と云はて扶
桑と云け奉と思ふ。此を彼國人元より日本城を貶しめ
て扶桑を貴びり於皇國小ても此頃已に扶桑國を當てち
も稱ひらむ故りかく稱せ依あり。是ぞ此奴が奸猾ある所

ある。斯^{カク}て彼國は東方に大漢國を云ふ國を無きを。此僧が心を漢土^{モロコシ}の東に在る國ぞと云ふ意ありむ。大漢國と中國と重複して二とせるを記者の誤なり。文獻通考に大五千餘里、文身在倭國東北七千餘里と云ふも妄あり。此のみならず漢籍に他客の語を誤り傳へて無き國有り。爲て記せるも少くらば。

其土多扶桑木。葉似桐。初生如笋。國人食之。實如梨而赤。績其皮爲布。以爲衣。爲錦。作板屋。無城郭。有文字。以扶桑皮爲紙。無兵甲。不攻戰。名國王爲乙祁貴人。第一者爲大對廬。第二者爲小對廬。第三者爲納咄沙。東二百里。漢書中國文扶桑木比談を彼處に渡して後。其國人に神異經ある。東

方小桑林あり。其葉は長さ一丈。その椹は長三尺と云ひ。また東方に梨樹あり。其子徑三尺。瓢を白く素の如し。羹小和して食ふ。地仙の衣服と爲らる。云ふ説を聞て。其説を混合して。依妄談あり。あや神異經と合せ見て知べし。はて皇國小元より板屋を作る。と古風にして。古くは今の城郭れど。如支嚴知し。杞構りて無し。しかば合。國よりさる構の多きを。恥ふ文字を元より神字あり。此頃を既小漢字を毛用し。うは是も合。扶桑皮をもて紙を爲る。扶桑もし桑あらむ。は更あり。今しも何樹の皮も紙を作れ。古も然る。和ぎ無しと云ふ。うらば。攻戦あり。非祿ども。彼國れど小

有赤梨。經年不壞。多蒲桃。其地無鐵。有銅。不貴金銀。市無租稅。其婚姻法。大抵與中國同。親喪七日不食。祖父母喪五日不食。兄弟伯叔姑姊妹喪三日不食。設坐為神像。朝夕拜奠。不續經。嗣王立三年。不見國事。自宋孝武帝大明二年。罰賓有比丘五人。遊行至其國。始通佛法像教。

皇國小元とあり梨あり事を云ふも更なるが。蒲桃空云ふ物也。廣東新語に。蒲桃樹高二三丈。其葉如桂花。開自春至冬。叢鬚無辨。如剪黃綠絲。球長寸許。其實如蘋果。色亦黃綠。而香甜在殼。殼厚半指。核小如彈子。與殼不相連屬。搖之作響。と有りて。皇國小をちき物なり。按てあり。五雜俎まゝ華夷花木珍玩

考れど小。葡萄を蒲桃と書する事有り。然れむ此も葡萄を云るあらむ。此は皇國固有の物なり。蒲桃の事を近く設蒲桃園説といふ物。武烈天皇此御世頃をいまご銅を掘こり。委く見えり。オホカリ。此文を無銅有鐵空有也。無とあり。鐵といや多有しうば。此文を無銅有鐵空有となき。記者の錯れるあり。此頃を風俗宜とく。外國ともれ如く。陋しく金銀を貴ぶ事を無としり。市小租稅はるこ。と無小非ざれども。此頃あや交易あり有し。○其婚姻法。大抵與中國同。親喪云々。此をいしも難なく。是頃を然れ事も有り。依ふやと思はる。事も無知子非交。そは古史傳。御世始め所了。○自宋孝武帝大明二年云々。宋を謂ゆる謂ふを見べし。○大扶桑國考下卷。十六

劉宋此世あり。その孝武帝が大正二年を。我が雄略天皇の
二年小當れり。武烈天皇此御世よ。四十年餘。以前より。
佛法の名字をも知れり。然る小如此しも云。依を。例
此妄談あり。何小奸猾依奴。所ら。交や。然れど此僧のかく
桑国と云ふを。皇国に當る事。ちて右通典此文中小。名國
のい。を。古きこと知られり。ちて右通典此文中小。名國
王と云ふ。納咄沙と云ふ。二十九字は。殊小扶桑と名告
しは。皇國此事ある由を知べき文れる故。此に表して其
由を述べて。名國王爲乙。邪貴人とは。武烈天皇の大御父を。
仁賢天皇小坐て。御名字古事記小。意富。邪命と書。日本
紀。是は。億計尊と有れ。乙。邪貴人。乙。即。出。の。天皇。此。御。事。

りて。美古登と申れ。敬い。尊ぶ。御稱。依。由。を。語。り。む。故
小。其。言。子。當。て。貴。人。と。は。書。さ。る。あり。然る。予。此。字。扶。桑。國。王
記者。杜。佑。が。大。對。廬。小。對。廬。と。は。對。廬。の。字。決。め。て。誤。字。あり。
然る。は。仁。賢。天。皇。此。御。弟。を。顯。宗。天。皇。小。坐。して。御。名。字。古。事
記。小。を。遠。邪。命。と。書。き。日本。紀。小。を。弘。計。尊。と。書。れ。り。此。を
御。兄。と。同。じ。様。に。御。名。字。依。が。御。兄。を。大。と。申。し。御。弟。を。小
を。申。して。稱。子。奉。と。依。御。名。字。然。る。は。何。し。て。右。の。如。く
誤。れ。る。あり。今。その。誤。れ。る。趣。ま。く。さ。く。思。ひ。回。ら。斯。て。此
御。兄。弟。ふ。が。い。に。讓。り。相。ひ。坐。して。御。位。子。即。給。は。ざ。り。故
小。飯。豐。皇。女。志。ば。し。天。皇。此。事。を。行。ひ。て。坐。し。頃。此。事。を。覺。え

て語れるを第一云く。第二云く。第三云く。三王のおはし
坐に如く誤れるあり。然るに御名よも遠き字どもあるを是ま
誤字あり。上云くごとく。南齊は廢帝が永元初年は。武烈天
皇は元年小當まは。彼奴が御國より發するを。其以前ある
こを著し。然れど顯宗天皇。仁賢天皇の御世頃此趣を語
りむは。然も有る事なり。是を以て皇國を除きて。外に扶
桑と云ふ國あり事を辨ふべし。何小見林が説を非ならざ
や。井沢長秀が俗説辨と云ふ物なり。俗間小扶桑國を以て日
本此稱と覚えざる者あり。見林が右此説を引きて。按
ずるに日本上古よりの号多し。浦安國。豊原中。國。千五百
秋。瑞穂國。秋津州。大倭國。まゝ日本を以て天下の号とせば
かゝる名稱あるを唱へて。他國此号を取りて。我が
國の号と云ふ。國史に警きが故あり。もし扶桑の者なり。聞しめ

は掌をうちて笑ふ。唐と記せり。杜佑は唐の大家なる。奸僧が妄談を欺りて。秦漢以前の古書を檢せ。扶桑南
齊時。馬といひ。見林まゝ其欺を受て。其説と我が國史を
字。檢見するに。後馬を乗れるを。今。○文政九年は二月の末
し。此字こそ掌を打て笑ふべし。○此編の初稿畢して。同じ十年は七月頃。門人ら小思ふ
旨。あらば。言ふとして示せし。上野國館林殿人。生田國秀
云ひ遣りらく。扶桑大樹は。皇國の地。生榮して。考證の
著明あること。誰う言加へ侍るべき。然も有れど。其神樹を
今は何木にて。何の地。生ると云ふこと。此詳あらぬは。
少々心飽うべし。思ひ侍るは。小極めて強説ふは侍べけ
れ。試小記して。御定めを請奉らむと云ふ。もし少々も取ら
○大扶桑國考下卷 ○十八

どは。漢土より見え依許の大樹なりしが。後々然るべき由
あり。國鎮此山を化りむ。是を以て万葉集。天地の分れ
し時の神佐備て高く貴き駿河ある。布士の高嶺を云ふ。は
言ひも得ば。名けも知らず。靈くも座に神りも云ふ。日本
此山迹國の鎮とも座に神りも寶と毛成れる山加も。然る
詠侍ありむ。此山の始。孝聖天皇の御世。近江國に
云ふ傳子。もし信ありて。來て駿河國に富士山成り。と
故。是ま。神の御慮も。外に。大樹の立。あがら。巖と化れる
成。る。へる。物と。知。る。世。を。創。り。給。す。依。神。の。御。所。為。る。彼
れ。を。凡。人。の。い。や。少。き。智。も。て。測。り。知。る。べき。際。に。非。交。る。彼
國籍。不。疑。木。此。狀。を。云。依。諸。説。の。詳。あ。ら。ぬ。も。佐。久。良。を。固。よ
了。彼。國。小。あ。き。木。れる。故。小。や。侍。ら。む。和。名。抄。小。櫻。字。を。佐。久

良と訓られ也。此を櫻桃と云ひて。宮崎安貞が農業全書小
由須良也訓める物あれむ。佐久良は正字。小叶は交。松岡玄
達が櫻品。垂枝海棠と書りるも未し。世々の詩文人ら。其
詳ならぬ。小苦々依を然る事あがら。實は疑字を佐久良
小用ふ。履き事と覺え侍了。や云ひ遣せしめ。篤胤今この説
字改める。此を信。然るべし。其をま。和名抄。文字集
略云。櫻含桃。曰櫻桃子。大如柏。端有赤白黑者也。和名佐久良
也。有れど。櫻を本邦に佐久良。小非ざる。と。實も先輩
で。小之を辨じあり。其を貝原篤信。大和本草。櫻の所。文
注。果木名。花朱色。如火。欲然也。と有り。彼。櫻。と云。は。朱。花。か
り。此。方。の。櫻。と云。物。を。彼。土。に。あ。き。よ。し。延。宝。年。中。長。崎。に。來

了し何清甫云へり。若らば彼土に書し記し。詩文了も述
作し賞詠を修き。此樹あり故。其事ありと云ひ。朱舜水
談綺。此人の墓。予水府君の櫻多。多く植しめ給へる事を
云ひて。文恭醜愛櫻。嘗謂。曰。若使中國有。此花。當冠。百花也。
と云ふ。よし見えり。文恭とは舜水の謚。覺とを。安積覺と
て。舜水の弟子。れり。人。名。存。和。名。抄。子。當。る。櫻。桃。也。
或ら梅ある事も。大和本草に見えて。異名多き物あり。本草
啓蒙を見て知るべし。ま。和。名。抄。了。本。草。云。櫻。桃。一。名。朱。櫻。
和。名。波。久。加。一。名。加。迹。波。佐。久。良。と。有。る。も。違。へ。り。然。れ。ど。甚
久しく。佐久良。は。櫻。字。を用ひ。來。扱。れ。む。今。は。打。伍。せ。て。此。字
を。佐。久。良。は。字。と。せ。は。て。若。木。と。扶。桑。也。同。木。也。る。こ。と。既。了
むも難。あ。く。こ。そ。は。て。若。木。と。扶。桑。也。同。木。也。る。こ。と。既。了
辨。ふ。る。如。ち。依。を。彼。國。籍。小。其。形。狀。を。云。ふ。と。彼。此。違。ひ。て。聞
ゆ。依。を。實。も。其。國。了。無。き。物。字。記。せる。故。あり。其。を。上。引
る。大。荒。東。經。は。大。荒。之。中。有。山。名。曰。孽。搖。上。有。扶。木。柱。三
百里。其。葉。如。芥。有。谷。曰。溫。源。谷。と。記。し。十。州。記。は。有。榭。樹。長。者。

數千丈。太二千餘圍。兩同根偶生。更相依倚。是以名扶桑。其
樹雖大。其葉及榭。如中夏之桑也。榭希而色赤。九千歲一生實。
耳。味絕甘。香美云々。有了て。共小華の事。云は。然れど
其華の狀。若木と傳へる。説等あり。知らる。其を楚辭天
問。小義和之未揚。若華何光。注了義和日御也。言日未揚出之
時。若木何能有明赤之光華乎。ま。呂氏春秋。小華之美者。若
木之華。れども云了り。凡扶桑は。形狀を云。て。十州記。ば。り
最惜き事あるを。楚辭と。呂氏春秋。也。小。か。く。傳。へ。し。は。幸。か
り。り。淮南子の高誘。注了華の狀。を。如。蓮。華。と。云。る。を。信。了
れ。也。○此。後。了。或。儒。者。の。文。化。八。年。了。對。馬。國。了。行。了。る。が。記。了
せる。薄。遊。漫。載。と。云。ふ。物。字。見。れ。む。八。月。十。三。日。蚤。蚤。諫。早。了
蝦。尾。嶺。經。樟。川。小。砂。渡。岸。古。樟。數。百。年。物。蔭。蔭。滿。然。了。觀。嶺。
土人相傳。昔有巨櫻樹。方六里。溪谷常若夜。晨曜夕曠。唯櫻

為見故曰日觀事雖似誕亦奇蹟也と云ふ事有り由有らざる事有りし。乃て李時珍が本草綱目小朱槿の異名を扶桑とも云ふ義を釋して東海日出處有扶桑樹此花光艷照日其葉似桑因以比之と何ぞ文の意を朱槿了扶桑と云ふ名故負ふ也。東方日出處ある扶桑樹を其花光艷く日了照て其葉は桑小似しと然らば此朱槿の花葉まゝ其子類ふる小因て比して扶桑也も謂ふと云ふ義なり。朱槿と云ふ木此こと南方草木狀に始めて紅黄白れ三色有りて俗は扶桑とも佛桑とも云ふ第七條にも既了論る字合せ考ふべし。此は上比楚辭呂氏春秋あや小若木れ華を稱せ能符へ流也。時珍はさる古説の承る所ありて山海經なりと若木扶桑を

同樹とは云ざれど實を同樹ある由字知れり記せる説と聞ゆるが佐久良の華れ咲光艷戸流趣よく叶へり。師此記傳子木花之佐久良夜昆賣命の御名れ義を解きて佐久良光映波夜と云ふを切めて加ある字通はして久良と云ふ殊小開光映てふ名を負て佐久良と云へり。夜と美き故は横を通ふ音あり小兒れいまぶ舌のよくも同らぬ布どの言ふは自らルレロをヤユエヨを云ひて櫻をも佐久良と合されていと乃て其葉を芥れ如しと云ふは稍遠りれと。桑よ似しと云ふも其状い電近し但し桑よ數種ありて。本草小毛女桑。檉桑。檠桑。山桑。白桑。雞桑。子桑。金桑あど云ふ名ども有るが中小山桑と云ふ物了や葉小股れく其先尖

わて長^{ナガ}支^シ分^{ブン}。葉^ハ小^コ光^ツ澤^ヤあ^ア了^レて。櫻^{サクラ}葉^ハ了^レい^イ能^ニく似^ニる^ルも有^ル
里^リ。時^{トキ}珍^{チン}が言^イ了^レ。白^{ハク}桑^{サウ}葉^ハ大^{ダイ}如^ニ掌^{テウ}而^ニ厚^クと云^フ了^レる^ルも。信^{シン}了^レさる^ル一^{イチ}
種^{シュ}も有^ルり。其^{ソノ}葉^ハ如^ニ茶^{チャ}と云^フふ説^{セツ}を以^モて此^{コノ}桑^{サウ}を以^モて比^ヒへ^ルる^ルも有^ル
る^ル。加^カく^クて其^{ソノ}木^キを榭^セ樹^{ジュ}と云^フい。其^{ソノ}實^{ジツ}字^{ジツ}榭^セと^シも云^フる^ル。
上^{ジョウ}文^{ブン}了^レ葉^ハ皆^ハ如^ニ桑^{サウ}と云^フい。扶^フ桑^{サウ}字^{ジツ}云^フる^ルも引^ヒき^テ書^キ來^キし文^{ブン}と
聞^クえ^ルる^ル也^{ナリ}。其^{ソノ}前^{マヘ}も云^フ依^イ如^ニく。榭^セを甚^シの俗^{ソク}字^{ジツ}也^{ナリ}。甚^シは
毛^{モウ}詩^シ衛^{エイ}風^{フウ}了^レ。桑^{サウ}之^ノ未^ミ落^{ラク}其^{ソノ}葉^ハ沃^{ボク}若^ニ干^{カン}嗟^サ鳩^{コウ}兮^ニ無^ク食^シ桑^{サウ}甚^シ云^フく^ク
有^ル了^レて。桑^{サウ}子^シ小^コ了^レる^ル字^{ジツ}也^{ナリ}。葉^ハこ^ノを似^ニし^レれ。桑^{サウ}あ^ラぬ樹^{ジュ}
小^コい^ウり^リで真^{マコト}此^{コノ}甚^シ生^シら^ルむ^ル也^{ナリ}。是^{コノ}小^コて其^{ソノ}子^シを榭^セ字^{ジツ}云^フる^ル也^{ナリ}。唯^{タカ}文^{ブン}
此^{コノ}上^{ジョウ}の^ノみ^ミる^ルは^ハ空^{クウ}灼^{シヤク}然^ニ也^{ナリ}。然^シる^ル字^{ジツ}榭^セ樹^{ジュ}と有^ルれ^ル也^{ナリ}。亦^モ桑^{サウ}
然^シれ^ル也^{ナリ}。是^{コノ}も^モし^シ實^{ジツ}此^{コノ}桑^{サウ}榭^セの樹^{ジュ}あ^ラむ^ル也^{ナリ}。下^ゲ文^{ブン}も有^ルる^ル也^{ナリ}。中^{チュウ}夏^カ
之^ノ桑^{サウ}也^{ナリ}と云^フま^シじ^ク。或^シを不^フ異^イ於^ニ中^{チュウ}夏^カ之^ノ桑^{サウ}と^シ同^{トウ}於^ニ中^{チュウ}夏^カ

之^ノ桑^{サウ}と^シ云^フべき物^{モノ}字^{ジツ}也^{ナリ}。此^{コノ}を彼^{カノ}所^{ショ}の^ノ桑^{サウ}榭^セの^ノ木^キに^シ似^ニて^ル有^ル
れ^ル也^{ナリ}。但^シ此^{コノ}文^{ブン}了^レ榭^セ樹^{ジュ}と^シ稱^シす。扶^フ桑^{サウ}と^シ有^ルる^ルを^ハ強^{キヤウ}ひ^テ然^シ云^フ
云^フ也^{ナリ}。但^シ此^{コノ}文^{ブン}了^レ榭^セ樹^{ジュ}と^シ稱^シす。扶^フ桑^{サウ}と^シ有^ルる^ルを^ハ強^{キヤウ}ひ^テ然^シ云^フ
ふ^ル也^{ナリ}。既^シ引^ヒく^ル諸^{シヨ}書^{ショ}み^テ扶^フ桑^{サウ}を^ハ即^シ若^ニ木^キあり^テ謂^フひ^テ其^{ソノ}
謂^フ也^{ナリ}。若^シ木^キの^ノ華^ハを^ハ右^ウの^ノ如^ニく^ク稱^シす。扶^フ桑^{サウ}と^シ有^ルる^ルを^ハ強^{キヤウ}ひ^テ然^シ云^フ
て^ル有^ルる^ル也^{ナリ}。無^クれ^ル也^{ナリ}。何^ニを^ハ欲^{ボク}する^ル也^{ナリ}。強^{キヤウ}ひ^テ課^カれ^ルま^シじ^ク
事^ジ也^{ナリ}。然^シれ^ルは^ハ右^ウの^ノ文^{ブン}也^{ナリ}。實^{ジツ}れ^ル形^{ケイ}狀^{ジョウ}了^レ拘^{コウ}は^ラぬ^ル也^{ナリ}。桑^{サウ}の^ノ子^シ也^{ナリ}。生^シ
れる^ル初^{ハツ}め^メを^ハ青^{セイ}加^カ依^イが^ハ赤^{セキ}く^クれ^ル也^{ナリ}。其^{ソノ}赤^{セキ}色^{シキ}極^{キョク}了^レて^ル黒^{クワク}く^ク熟^{ジュク}く^ク依^イ
が^ハ。桑^{サウ}の^ノ實^{ジツ}も^モ赤^{セキ}く^ク熟^{ジュク}する^ル故^コ也^{ナリ}。比^ヒこ^ノと^シ所^{ショ}思^シ也^{ナリ}。然^シれ^ル也^{ナリ}。其^{ソノ}
實^{ジツ}れ^ル味^ミい^イを^ハ絶^{ダツ}甘^{カン}香^{カウ}美^{メイ}と^シは^ハ言^イ了^レる^ル也^{ナリ}。此^{コノ}甚^シと^シは^ハ太^{タイ}く^ク異^イれ^ル
る^ル所^{ショ}也^{ナリ}。然^シる^ルは^ハ櫻^{サクラ}子^シ也^{ナリ}。信^{シン}小^コ甘^{カン}美^{メイ}し^テ香^{カウ}氣^キあ^レれ^ル也^{ナリ}。桑^{サウ}子^シ
其^{ソノ}落^{ラク}葉^ハを^ハ干^{カン}して^レ鹿^カ未^ミと^シ為^スし^テ薰^{クワン}物^{モノ}と^シ成^スる^ル也^{ナリ}。乃^ハて^ハ大^{ダイ}荒^{カウ}東^{トウ}經^{キヤウ}
最^{サイ}も^モ美^{メイ}き^キ香^{カウ}氣^キあ^レる^ル物^{モノ}也^{ナリ}。桑^{サウ}葉^ハ也^{ナリ}。然^シら^ズに^テ乃^ハて^ハ大^{ダイ}荒^{カウ}東^{トウ}經^{キヤウ}
此^{コノ}文^{ブン}小^コ扶^フ木^キ柱^{ジュ}三^{サン}百^{ハク}里^リと^シ云^フい。十^{ジュウ}州^{シュウ}記^キ了^レ。同^{トウ}根^{ケン}偶^{コウ}生^{シヤウ}更^{メイ}相^{シャウ}依^イ倚^イ

是以名扶桑^トと有依^カを按^カふる^ヲ。櫻樹^トも、多く蘗芽^{ヒコバエ}を生じて
殖^コむく物^{ナリ}にて。親木^{オヤキ}も子木^{コバエ}も同じ^{サマ}状^{サマ}了^シ扶疏^{ハシラ}する^ガ。柱^{タチ}の立
竝^タする趣^{サカ}不^レ似^レれ^ト。扶木柱^トと云^ハ。同根偶生^ト。更^ニ相^シ依倚^ス
は語^カて傳^ワり^トむ。前^マ子全文を本文せむ所の廣注^ノ謂^ハ也
故^レ此^ノ名^ナある^ヲをも思^ハひ合^ハすべし。扶^サ荔^リ扶^サ竹^{チク}扶^サ筍^{ソノ}など皆^ハ根^ネより扶^サ連^レれる
何^レる郭^{クワク}注^チ了^シ。扶^サ猶^ナ起^キ高^{カウ}也^トと云^ハ。依^カを非^ヒあり。ま^マ説^セ文^ブ不^レ疑^レを
象^シ形^トと云^ハ。通^ツ釋^シ子^ニ從^フ。三^ニ又^ハ。象^シ桑^ノ之^ノ婀娜^ニ也^ト。爾^ニ雅^ニ註^ス曰^ク。婀娜^ハ垂
條^ト也^ト。云^ハ。小^ノ依^カれ^ル也^ト。老^ノ樹^ノある^ヲ故^レ。條^ヲを垂^レあ^ラす^ル。或^ハも
謂^ハゆる垂^レ櫻^トあ^ラす^ルも知^ラず^ラら^ズ。但^シ通^ツ釈^シ子^ニ十^ノ州^ノ記^ノ
條^ノの事^トと爲^スる^ヲ説^ク。ま^マ十^ノ州^ノ記^ノ子^ニ。仙^ノ人^ノ食^フ其^ノ椹^ヲ。而^{シテ}一^ニ體^ト皆^ハ作^ル
を非^ヒありは取^ラら^ズ。ま^マ十^ノ州^ノ記^ノ子^ニ。仙^ノ人^ノ食^フ其^ノ椹^ヲ。而^{シテ}一^ニ體^ト皆^ハ作^ル
金光^ノ色^ト飛^ハ翔^ス玄^ノ虚^トと見^エ。若^シ木^ノ圖^ヲ贊^ス。小^ノ食^フ之^ノ靈^智爲^ス力^ト爲^ス仁^トと

有^ルは。僊^ノ藥^トと^シ由^リあり。實^ニ然^ルも有^ルむ事^{ナリ}。今^ハ在^ル凡^ノ櫻^トを
らも。其^ノ實^ト及^ビ其^ノ木^ノ皮^ト能^ク邪^ノ熱^ヲを解^ス。鬱^ノ氣^ヲを散^シ。飲^ム食^ヲ
を消^ス化^スし。痰^ヲ喘^ヲを止^メ。瘡^ヲ毒^ヲを治^スる^ノ小^ノ功^{ナリ}有^レば。常^ニ小^ノ長^ノ服^ス
せむ^ヲ。僊^ノ藥^トと^シらむも何^レ疑^ハむ。況^{シテ}謂^ハ也^ト依^カ及^ビ木^トを。天^ノ上^ニ
よ^リ降^リし給^フる^ヲ。祖^ノ樹^ト形^トれば更^ニ然^ル也^ト。然^レキ此^ノ木^ハ。諸^ノ蕃^ノ國^ノ
國^ノの醫^ノ書^トども小^ノ其^ノ論^ヲり於^テ無^ク事^ナあ^ラれば今^ハ皇^ノ國^ノの醫^ノ
書^ト類^トも民間^ノに傳^ハる^ヲ。禁^ノ方^トども不^レ用^ハひ^テる趣^トよりて、
其^ノ功^能を記^ス。はて同^ニ記^ス。九^ノ千^ノ歲^ト而^{シテ}一^ニ生^ス實^トと云^ハる^ヲ。荒^ノ唐^ノ小^ノ
似^レれど。此^ノ樹^ト降^リし給^フる^ヲ。天^ノ地^ノ初^メて立^チし依^カ。伊^ノ邪^ノ那^ト
岐^ノ神^ノの御^ヲ世^ヲ始^メ了^シと視^ミまは。異^ニむ^ヲ足^ラら^ズ。總^{シテ}老^ノ樹^ト
を實^ニ生^スて遠^クな物^トを依^カる^ヲ。況^{シテ}然^ル靈^ノ異^ノの祖^ノ木^トあれ^ト。然^レも

有べき事あり。緒緒家家をみれば、知てや有らむ。凡諸木何より
り、葉の状状まゝ、実の形形までも、常常有る有る。稚木稚木まゝ、長者長者數千
と、変り変りゆく物あり。心を起りて見べし。
丈、太太二千餘圍といふ物。乃その祖木祖木と聞えぬ。此を殊小
丈高丈高くて、赤縣赤縣まで見え、依故依故。此名のみ高高りれど、國中
小それ樹樹の多多う、事事を十州記十州記に、多多林木、葉皆如桑葉皆如桑と云
ひ。他書他書も桑林桑野桑林桑野と云ふ。著著し。その淮南子淮南子、八
は、東方東方、曰棘林、曰桑野、也見え。前前引引る紫陽真人紫陽真人傳傳、小を
到到、桑林、登登扶廣山扶廣山、云くとも見え。桑桑は云へど、蠶蠶の食
ふ常常の桑桑は非非常常、桑桑を云ふこと、葉皆如桑葉皆如桑と有有りて、論論あま
は、彼神異經神異經、其葉其葉長長一丈、自有自有蠶蠶作作繭繭、長長三尺、繅繅一繭、得得
絲絲一介一介と記せる。甚甚しき妄說妄說あり。此此、前前然然しも多加多加で
小十州記十州記の全文全文を、著著する所所も論論でき。然然しも多加多加で
し樹樹は、後後了了殘殘了了無無く、失果失果べき道理道理あり。れむ。桑木桑木やがて

櫻木櫻木あらむと言ふ考考を、信信ず。然然るるは、信信ず。とは謂謂ふあり。肥後
瀬、眞幸眞幸、これ考考を聞聞て云云り、らく我我が肥後、国国は山家山家の者者あり
どは、櫻櫻を、ヤクヤクとも、ヤクヤクとも云云ふと言言へり。已已ま
と他他、国人国人の然然も云云ふ事事あり。最最上上、常常短短こを
見て云云り、らく、櫻櫻は化石化石も世世に多多うあり。既既に陸奥陸奥、国国名名古古曾曾
の関関、源源義家義家、朝臣朝臣の駒駒雷雷、依依櫻木櫻木の立立ち、分分ち、石石と化化り
て見見在在、在在るを人人み、取取りて、今今に藏藏と云云ふ。已已も、前前に彼彼、如如小
物物せ、依依時時、其其石石を、取取りて、今今に藏藏と云云ふ。已已も、前前に彼彼、如如小
此此殿殿人人藤田藤田、何何某某ぬし、名名古古曾曾の関関、此此返返を見見り、行行く時時に
得得て來來り、依依其其化石化石の缺缺く、字字三三、賜賜を見見り、行行く時時に
へる。吾吾も、始始めて、之之を見見依依、事事を得得たり。然然も、此此考考は、し
も、甚甚く玄妙玄妙、小過小過と見見ゆる。説説あれむ。俗學俗學は、徒徒を、容易
に信用信用ふる。と能能は、交交て、何何くれと論論ふ。倫倫も、多多う依依べし。
其其を、何何せむ。總總じて、己己が説説おや、は、固固より、信信字字不信不信の人
小索小索めむと、非非ちれむ。然然るる倫倫を、よし、然然も、有有らば、有有れと

ねむる○杖桑國考此時了りて已が常了物學の始ごろ草と
も木とぞ見え知らぬ一もや生し出たり其を四五寸ばかり
立延てそ見れど何れ木ありや木と見ゆる已も少り草木
の状字知れ或は木と云ひて難於桑木れらむ榛木あら
むあど區々云ひて天於木種降る由に已て其を去年は
も國に有れ去より杖桑考す其の丈に伸あを某木と云
人も數有れ賜るより杖桑考す其の丈に伸あを某木と云
覽し定て其種を賜るより杖桑考す其の丈に伸あを某木と云
こと定て其種を賜るより杖桑考す其の丈に伸あを某木と云
尺餘り七月に未し夏頃と指はるを養ひぬと甚愛く志け
免て葉を於て香るを執く見むはあき櫻木よと覺ゆる小
庭中よその親樹をけむはあき櫻木よと覺ゆる小
ありて下野國より咲し根をちの櫻字得て植る鳥あど
年始め七の於花咲し根をちの櫻字得て植る鳥あど
喰も來し種は生れ依り斯て八月頃には文も四尺許の
了ま榮え若櫻と成ぬる比始めは桑木より有むと誰も見紛
ふま榮え若櫻と成ぬる比始めは桑木より有むと誰も見紛

人も有る奇事と思ふ時しも國秀が杖桑やがて櫻
あらむと云ふ考を見せし依り殊奇く所思るゆゑに筆
政十年八月に未し夏頃と指はるを養ひぬと甚愛く志け
京の松浦道輔が許す此書此事おきた種々告遣せ
と依中小山海經の注了啓筮字引きて空桑之蒼々八極之
既張乃有夫羲和是主日月と有るは空桑を八極の本處也
爲る説あるが空桑乃杖桑ありは九千歳一を生すと云
木の中心は空虚ある故に空桑と名りむ列子天瑞篇に伊尹生
乎空桑也依る此杖桑國了生れし由了然るを張謹注
小引る傳記に伊尹母居伊水之上と見え其母れ身やが
て空桑と化して狀小云るを訛傳ありまゝ空桑と名たり

因^レ此^ニ而立^テ羲和之官^ヲ以^テ主^ス四時^ヲ云々^ト有^ル也。然^レれを羲和は皇國の神人ありしこと論^ハハ無^ク空桑やがて扶桑なること淮南子本經訓^レ此^ノ文^ヲ也。相發^シて彌^ク明^クなり。然^レは列子小伊尹生^ス于空桑^ト何^ルも皇國に生^レしこと疑^ハハぬ。舊說小漢土内ある由^ニ云^ハゆ。空桑やがて皇國なる事^ヲ知^ラざればあり。然^レは漢土に空桑てふ地名あり。眞^ノ空桑なる處は皇國の名を偷^メること師^ノ云^ハれ。さる陽谷九明五岳^ノ類^ト聞^ユ也。さる伊水^ヲ洛水^ニ比^シて在^リて漢土内あること言^フも更^ニあり。伊尹^ノ彼^ノ國^ヲ渡^リて時^ヲ其^ノ母^ヲ上^リ居^リて行^キて其^ノ母^ヲ後^ヲ伊水^ニ宿^スま^リ因^テ小思^ハ得^ルる説あり。其^ノ莊子逍遙遊^リ。鵬之徙^ル於南冥^也。水擊^シ三千里^搏扶搖而上^者九万里^と何^ル扶搖も即^チ扶桑と聞^エ侍^ル也。然^レは

此^ノ字^ハ風^ノ別^ノ名^也と云^ハる説^ノ有^ル也。下^ノ文^ヲ風^ノ積^也不^厚則^チ其^ノ負^ハ大翼^也無^力故^ニ九万里^則風斯^ニ在^下矣^と云^ハる小依^テ思^ハハ紛^リ予^シ説^ハぬ。ま^ニ下^ノ文^ヲ搏^テ扶搖^{羊角}而上^者九万里^も有^レれど^{羊角}而^テ如^ク羊角^而と云^ハゆ。如^ク字^ヲ省^キり依^テ其^ノ屈^折して上^ル状^ノ羊角^小似^スる^也なり。如^ク字^ヲ省^キり依^テ其^ノ省^キる^例古^ノ文^ヲ扶搖^やがて搏^スなる由^也。外篇^ニ在^宥小^雲將^東遊^過扶搖^之枝^而適^遭鴻蒙^也有^リ扶搖^之枝^とし^も云^ハる也。樹^小非^ラで何^リ有^ラむ。ま^ニ逍遙遊^ノ搏^テ扶搖^{而上}者九万里^と云^ハる依^テ思^フ也。其^ノ扶搖^字梯^とあ^る也。其^ヲ搏^チて九万里^ノ高^ニ上^ル者^也。極^メて大樹^有る由^也。在^宥此^ノ文^ヲ雲^將東遊^過扶搖^之枝^と有^ル小^合せ致^ス也。

小。東方此大樹と聞えざるを。東方小名高き大樹を。樽爰そ
殊コト名高ナタカれれむ。疑ウタガあく樽爰の別名あらむ。然サるは扶搖の
扶モト元モトよめ扶爰の扶モト元モト字。搖とは。謂ゆる冷際ソビ了ソビ聳ゆる
はり了タチノボ立昇タチノボれる木あまむ。常小風烈ハゲレく志て。其枝葉此動搖
しむ故了。扶搖と云ふ名を負カひ侍りけ矣。按ふ。此小就て
しれ云へる如く。鴻濛と云。皇国字云。了論ひあま事をら
の在宥ニ。雲將東遊云。適遭鴻蒙云へる。雲將鴻蒙とも
小例の寓言ゆるる。皇国を漢土の東方に在りて。殊了了了了了
く遠く。鴻大蒙冥よして。何処を許とも知難れむ。了了了了
蒙とは云へる。あらむ。其鴻蒙の国よて。適遭了了了
人れまむ。其名をも鴻蒙と寓言せる物あ協べし。師の御訣
を請ふを記しせる。成。川崎重恭見て。道輔ぬし。空桑やがて扶
桑の事と爲セられしを。國秀ぬし。左祖せられれども。重恭を

甘心し侍らぬ。其を空桑と云。蒼天の義よて。爾雅釋天了。穹
蒼ハ蒼天也と有る。郭注了。天形穹隆。其色蒼々也。了穹穹小
同く。空を苦紅切音孔。穹は去弓切音其也と。共了了了東次清
韻よて。何れも大虚カホゾラの義ある事を論を俟たぬ。空桑の桑は。
蘇郎切音。類平聲ある。小。蒼倉と通。蒼は千剛切音。倉も千
桑もはら同音あり。莊子に庚桑子を亢倉子とも作らると同じ義も
て。空桑之蒼々とも。大虚空に蒼々をして高ま成云協あり。
是を以て其下文に。八極之既張と相對して文を成せり。此
を釋しれむ。大虚の蒼みらら了。四方八極も調ひらら了。小。義
和あま了。日月を主と協と云へる義あり。了はる字道輔ぬし。蒼々
の字をうれ扶爰神樹

發の事小こそ有れ。其後いく千歳を經りむせまでも。皇國
よわ賢人渡り行々では。彼國賢人然しとは説賜をばる
者をや。漢土を更あり。その西戎れ國も。その國造りし初
こそ。吾が皇神とち。聖幸を賦り分ち。布し。賦り。後世
れ國人。賢きも出來しこと。但し。鴻蒙を。二人れ。主。扶説。實
各國の古傳を以ても。知べし。但し。鴻蒙を。二人れ。主。扶説。實
小然る。信し。ま。國秀ぬし。れ。扶搖を。扶。疑。あ。正。との考へ。殊
よ珍。志。く。承。れ。れ。仍も。其。證。を。加。侍。ら。む。よ。彼。在。宥。篇。の。過
扶搖之枝。也。ある。李。民。が。注。う。扶。搖。神。木。也。生。東。海。一。曰。風。也
也。云。正。神。木。と。云。ひ。生。東。海。と。云。へ。む。扶。疑。を。除。き。て。何。う。有
ら。む。然る。よ。道。遙。遊。ある。搏。扶。搖。而。上。者。九。万。里。と。云。る。所。は。
風。の。如。く。も。聞。ゆ。故。う。あ。う。注。せ。れ。ど。在。宥。篇。う。扶
搖。之。枝。と。あ。り。て。風。也。と。云。ひ。難。う。故。う。古。説。を。以。て。神。木。也
と。注。せ。り。然。れ。ど。寓。言。め。う。ざ。る。故。よ。ま。ま。一。曰。風。也。と。云。

云べし。凡て莊子を注する。寓言をもて注せるが多々中
小。扶搖を神木也と注せ。依を。古傳依を疑ふし。也。を。記
し。り。る。右。三。人。を。齡。も。同。じ。程。り。る。若。者。ど。も。あ。り。て。共。う。我。が
塾。中。小。學。び。し。倫。り。る。が。何。れ。も。和。魂。漢。文。よ。し。て。拙。う。ら。ん。
恒。を。いと。愛。し。き。間。あ。せ。せ。學。問。れ。道。ふ。を。如。此。れ。も。切。瑳。琢
磨。り。る。を。甚。嬉。し。也。は。視。る。物。う。ら。其。當。否。を。問。ふ。う。定。め。う
孫。て。彼。も。あ。負。そ。此。も。れ。負。そ。と。云。よ。正。外。小。辭。あ。く。て。在。け
依。成。餘。の。弟子。と。も。く。如何。を。問。ふ。う。默。止。し。可。り。ん。今。其。是。非
を。定。め。む。う。道。輔。が。啓。筮。の。文。小。眼。を。於。り。て。空。桑。之。蒼。く。也
有。る。を。即。扶。桑。あ。り。と。視。る。を。實。よ。卓。見。あ。り。但し。空。桑。と
い。ふ。空。の。義

を叙きて。老樹れまば。其木れ中心の空虛ある故。空桑と
と呼びや云るを違へり。其由を下云ふを見て知べし。斯
て道輔。伊尹が生れし空桑を。乃皇國と爲し依を。重恭が論
へる如く非れまど。鴻濛の説あれ亦卓見れぬ。但し古字。扶
桑れ榮え茂て。遙ある義小取まるは違へ。其は三五本
其。此語初めて出より。乃て國秀。乃て道輔が見落せる。啓筮
の前後れ文了目字於りて。羲和を皇國の神人や視し依を
卓見れまど。伊尹をも皇國れ産と爲し依を。道輔を連坐ふ
也。然る小莊子ある扶搖を。やがて扶疑れらむと謂へる説
を卓見れ也。殊る多し。加證も有りて。乃て扶搖の名義を
説きて。扶を扶疑の扶と云るを然る事あるが。扶字れ手小

从ふ也。諸書同一れまど。此を扶字ぬること也。既了云るが如
し。斯て搖字まも木小从ふ字あり。其は説文木部。招樹搖
兒。从木召聲。段注。搖各本作搖。今正。招之言招也。樹高大則如
申動之兒。按此。搖樹動也。从木召聲。有依注。搖之言搖也。
招搖。与招搖同。搖樹動也。从木召聲。有依注。搖之言搖也。
今俗語謂煽惑人爲招搖。當用此。從木二字。謂能招致而搖動
也。と云ひ。西山經。槐江之山。其陰多搖木也。有郭注。晉語
小。搖木不生危の章。昭注。也。小。搖木。大木也。と云。然れむ
何樹をばれ。高大あるを搖と謂ふなり。是を以て東方の扶
疑大樹字。まも扶搖也。も稱す依あり。まも按。説文木
部。別。子。擲。字ありて。
昆侖河隅之長木也。と有る。乃て説文手部。小。扶。左也。从手夫
也。搖の本字と聞えより。

聲。段注。左俗本改作。招。手。評也。从手。召聲。呼者外息也。評者
非。左。下。曰。手。相。助。也。招。手。評。也。从。手。召。聲。呼。者。外。息。也。評。者。
召也。不以口而以手。是手評也。鮑有苦葉傳曰。招。招。號。召。之。
兒。按。許。書。召。者。評。也。號。者。呼。也。是。用。手。用。口。通。得。云。招。也。搖。
動也。从手。召聲。與有。然。れ。夫。召。畜。了。固。了。扶。招。搖。の。義。
ある。故。人。の。用。小。は。手。了。从。以。木。此。用。小。木。了。從。了。了。此。差。
別。字。常。思。ふ。了。其。了。此。三。字。れ。み。よ。は。非。了。然。る。小。彼。国。了。
煩。は。し。く。文。字。を。作。り。了。も。其。用。ひ。了。趣。いと。謾。れる。了。
と。扶。及。と。書。べ。き。を。上。了。引。了。る。數。十。部。の。書。み。了。扶。桑。也。の。
み。作。き。適。了。扶。搖。と。も。云。ひ。了。名。の。傳。え。れ。る。莊。子。了。了。了。了。
搖。と。書。き。了。故。了。風。別。名。也。了。云。了。愚。注。了。了。了。了。了。了。
り。凡。了。彼。国。籍。了。誤。解。多。了。千。載。了。の。聚。訟。了。了。了。了。了。了。
と。了。
ある。了。然。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。
て。字。も。多。了。成。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。
て。後。了。
非。了。
了。

此を深く攻るに説等あり。扶搖は説小就て按ふ
紋。あらむ時を論ひも出あむ。扶搖は説小就て按ふ
小。彼大荒東經。小。有山名曰孽搖。顏。羝。上有扶木。柱。三百里と
有る孽搖も。乃。扶。及。の。別。名。と。聞。え。了。了。其。了。説。文。了。孽。庶。子
也。从。子。薛。聲。也。見。え。其。段。注。了。凡。木。萌。旁。出。皆。曰。孽。人。之。支。子
曰。孽。其。義。略。同。古。通。用。何。注。公。羊。曰。庶。孽。衆。賤。子。猶。樹。之。有。孽
生。得。其。義。矣。と。有。る。を。ま。於。思。ふ。べ。し。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。
曰。孽。孽。之。言。孽。也。有。罪。之。女。沒。廢。役。之。而。已。得。幸。於。君。有。所。生。
若。木。既。伐。而。生。於。女。子。孽。為。孽。孽。者。鼻。也。と。見。え。了。了。了。了。了。了。
木。餘。也。廣。韻。孽。餘。增。韻。斫。木。餘。謂。斬。而。復。生。魯。了。了。了。了。了。了。
語。山。不。槎。孽。註。以。株。生。曰。孽。と。見。え。了。了。了。了。了。了。了。了。了。了。
れ。搖。了。同。了。喬。木。此。義。有。る。を。も。思。以。合。は。べ。し。孽。搖。や。が。て
扶。及。の。異。名。有。る。と。疑。れ。く。此。樹。の。立。榮。え。し。山。れ。る。故。了。

孽搖とも稱し。葉生れ立竝ぶるを以て。扶木柱三百里也稱
せゆ。有谷曰。溫源谷と有ゆ。既云。ごやく上池と聞
ゆ。は。富士山に頂上す。今も現小池の形して。凹める所あ
る由ゆ。其。上池の蹟あらむも知。傍うら。古くは史記
の扁鵲傳。長桑君が。扁鵲は藥を予ふる時の語。是。以て
上池水。三十日。當知物矣。と云。こを。見えて。本草書類小。上
池水。半天河也。とも。空樹穴中水也。とも云へり。○後子按。空
る。子。国秀が。上。引。道。遙遊の文字。擗。扶搖。羊角而上者
九万里也。訓みて。論。百。條。説も。然る事。外。と。彼。大荒東經。了
孽。搖。顛。巖。と。有。を。思。ふ。了。解。子。顛。巖。字。を。誤。写。れ。ご。思。ひ。し
た。己。が。誤。り。て。此。を。扶。搖。羊。角。也。と。擗。顛。巖。と。も。稱。せ。る。四
字。は。山。名。ある。も。知。べ。う。ら。ん。若。然。毛。有。か。み。た。道。遙。遊。の。文
は。擗。扶。搖。羊。角。而。上。者。九。万。里。と。讀。み。て。顛。巖。羊。角。と。も。了。此
山の當昔此形字以て名。九。万。里。と。讀。み。て。云。べき。○斯。て。後。子。ま
と。雲。笈。天。地。部。を。見。れ。む。宝。訣。經。云。玄。階。与。扶。搖。臺。有。東。北。方
癸。地。名。為。玄。天。也。言。天。階。乘。起。於。扶。搖。臺。羊。角。辺。周。仍。登。入。三

清也。ま。上。下。扶。搖。上。下。天。関。非。是。別。天。羊
角。而。上。と。も。見。え。り。由。有。か。る。事。なり。乃。て。重。恭。が。論。小
空。桑。と。穹。蒼。と。音。同。な。れ。む。虚。空。に。義。と。あ。し。蒼。桑。相。通。ぶ。る
由。を。證。は。る。小。庚。桑。子。を。亢。倉。子。と。も。有。ゆ。子。引。き。彼。處。に。空
桑。と。云。ふ。地。名。也。少。昊。氏。の。德。字。天。小。比。して。窮。桑。と。も。稱。せ
る。字。後。小。地。名。也。爲。と。る。物。と。決。斷。せ。る。さ。る。確。乎。也。志。て。拔
傍。う。ら。ぬ。勢。ひ。有。れ。ど。も。余。を。以。て。之。字。視。る。小。能。く。その。脇
手。は。刺。さ。れ。ど。未。その。腰。字。捕。へ。ぬ。説。也。云。べ。し。然。ら。ば。道。輔
が。考。證。よく。届。き。し。う。と。言。ふ。小。其。説。いと。麤。く。國。秀。が。助。力
も。有。れ。ど。尚。此。分。小。て。他人。子。示。さ。ば。必。重。恭。が。説。を。允。當。あ
べ。と。云。ふ。も。有。あ。む。然。て。互。に。捐。讓。して。相。引。合。協。よ。り。外

あは事なり。但し此も同じ。學びの兄弟也。内々此議論は
かく考證足ざる事ども有らむ。言ふ詮なき事れま。弘
く他も示さべき書。容易に勿著はし。恒誠むるは
此故あり。抑空桑の説。道輔が論勝る。依由を。まは少昊氏を。
皇國の域を生れし人なり。其は既引くる大荒東經。大
磬。少昊之國也。有る大磬を。皇國なり。小て論ひ無さ。小。春秋
命歷序。はと帝王世紀。あど。初。窮桑は邑せる。後。彼處
此曲阜に移住せ。依故。窮桑氏とも號せ。依よし見え。然し
こ。小。空桑山とも。窮桑とも。稱する所あり。少昊之墟也。と
云。た。此。空桑とも云。ひし名を擬せる名あり。例。去
と。多。空桑窮桑を更なり。はと穹桑とも作。依。空窮穹也
も。小。一。東。韵。小。收。めて。同。韵。ある。小。其。義。ま。互。了。相。通。變。る

字等あり。其て説文。小。窮。極也。从。宀。躬。聲。穹。窮也。从。宀。弓。聲。空。
窟也。从。宀。工。聲。と見え。徐鍇が音釋。小。空を枯公。切と有れ也。
韵會。小。苦貢。切。窮也。也。も。有。あ。て。三字同義なる事。知べし
韵とは。音のひきあり。音とは。別れ。窮。を。渠。弓。切。キウ。穹
を。去。弓。切。キウ。空。を。苦。紅。切。クウ。み。て。共。其。韻。を。ウ。ある。故
に。共。了。東。韵。は。收。と。は。り。て。義。也。は。窮。極。也。 此。て。韵。會。穹。字。此
穹。窮也。空。窮也。と云。る。あ。ど。を。云。ふ。あり。 此。て。韵。會。穹。字。此
所。小。廣。韵。云。高。也。爾。雅。云。大。也。春。秋。緯。少。昊。邑。于。穹。桑。日。五。色
互。照。呂。覽。伊。尹。生。於。穹。桑。字。或。作。空。今。雲。南。縣。名。浪。穹。土。音。爲。
浪。空。云。也。何。ゆ。春秋。緯。の。説。を。少。昊。氏。の。本。國。扶。桑。神。州。を。云。
知。べ。し。呂。覽。の。説。を。彼。知。り。擬。せ。依。地。名。み。て。其。地。を。伊。尹。然
か。生。ま。る。由。あり。其。所。を。乃。謂。ゆ。る。雲。南。縣。と。聞。え。り。然
れ。を。窮。桑。と。は。東。極。の。極。め。て。遠。き。域。不。在。る。由。を。以。て。言。ひ。

穹桑とは其樹其窮めて高く穹隆に及ぼる由を以て稱し。
空桑まゝ大虚空はで立榮えし故の用字ゆるが。三字互に
相通を依義を論字俟を聞也。依。委くは三五本國考少
輔の空桑やがて皇國れと云ふ説の故実了叶する事を
能く知らしむ。其は初學記の啓筮云。蚩尤出。自羊水。八
八趾。首登九。漳。以伐空桑。黃帝殺之。于青丘。と有る。
羊水。青丘。み。皇。邦。の地名あるをも思合はべし。はて重恭
それ論末小。伏戲氏炎帝氏。世頃去そ。彼國も草莽の時
れむ。吾が皇神。ち天降坐して。國字も造。人をも教へ賜
ひり免。云々と謂へる論を。能も己が意を得たる語あり。
此の川崎氏。此子はも。十。三。四。の頃より。我が膝元
て教へ育てし者。未だ。不。事。成。べ。く。思。ひ。頼。み。し。若
者あるが。年頃。已。が。物。を。書。し。を。名。残。り。て。今。を。世。小。あ。き。人。と
小鳥ねどしちふ物。を。書。し。を。名。残。り。て。今。を。世。小。あ。き。人。と

あてしうば。今此書れ。かく成。竟。る。は。と。和。泉。國。上。條。良。材。が
字。現。小。見。せ。ざ。る。事。こ。そ。悲。し。り。れ。は。と。和。泉。國。上。條。良。材。が
許。よ。て。古。今。六。帖。子。難。波。津。小。咲。く。や。あ。れ。花。冬。ご。も。也。今。を
春。と。咲。や。こ。の。花。と。有。る。歌。れ。意。を。古。今。集。の。序。注。り。大。雀
の御門。難波津。み。て。皇子。と。聞。え。り。る。時。了。東。宮。を。互。小。也
抄。り。位。小。即。給。は。で。三。年。よ。成。小。り。れ。む。王。仁。と。い。ふ。人。の。誦
て思ひて。奉。り。依。歌。あり。此。花。を。梅。の。花。を。云。れ。る。傍。し。と
有。り。ハ。雲。御。抄。り。も。此。哥。を。奉。り。て。これ。を。仁。德。天。皇。此。位。を。也
て。詠。め。ぬ。あり。早。可。有。踐。詐。と。良。材。按。び。る。小。此。歌。り。あ。れ。花
云。る。あり。と。記。さ。せ。給。へ。り。コ。ハ。花。開。耶。姬。と。申。以。御。名。を
也。云。子。依。を。梅。れ。花。小。非。交。こ。は。木。花。開。耶。姬。と。申。以。御。名。を
本。と。あ。て。當。昔。木。の。花。と。云。へ。む。櫻。れ。花。の。事。れ。也。故。り。其

花を手にして持ちて捧ぐ。木花といふは此花と云ひ
うけて。詠免る歌あり。其證を万葉集小。大伴家持。陳私拙懷
歌とある長歌の短歌。櫻花今佐可里奈里難波乃海。於之
互流宮爾伎許之賣須奈倍と詠れしは。大雀天皇そののみ
難波宮小坐て。久志く御位了即給をばさし。王仁が。木花
れ今を春と咲艶へる小准了て。早く踐祚まし坐む事を。
諫め白せ依故事を含めし歌。於依こと。伎許之賣須奈倍を
云へる詞。小て知られ。まよ此歌。櫻花今盛ありと詠れしを
以て。王仁の歌。あの花と有るは。木花小此花を云ひ掛
依詞。此工ある事も知られ侍了。いふ語。兼よりと覺ゆる

履中天皇紀。三年十一月。兩枝船を市磯池了。泛へて遊
宴し給ふ所了。時櫻花散。花干御。天皇異之。詔曰。此花也。非
時而來。其何処之花。矣。詔へ依此花。まよ万葉集。藤原朝
臣廣嗣。櫻花贈娘子歌。云へる。小此花の一。與此内了。百種。朝
言を隠れり。おあろ。うよ。あ。と有る。此花も。まさ小。木花。此
花相兼。依詞あり。此外。よ。古く櫻花。め。し。故事。まよ。哥も
多う。然る。小古今集の序注了。此花を梅の花。云。ゆる。皆し
也。諦ふも。云。ゆる。を。此注。小依。ゆ。て。千。せ。了。近き。今。の。世。ま
で。王仁。此歌を。梅。小。準。へ。て。詠。める。也。と。訛。り。傳。へ。侍。依。了。や。
と言ひ遣せ。よ。了。篤胤。今。改。ふる。了。是。は。よ。諾。ゆる。説。あり。但
谷川。士。清。の。和。訓。葉。も。家。持。朝。臣。の。歌。を。引。きて。王。仁。此。哥
の。こ。れ。花。を。梅。は。非。交。櫻。あり。と。て。家。持。卿。の。哥。を。王。仁。の
哥。を。心。に。含。み。て。詠。める。其。古。事。記。了。木。花。之。佐。久。夜。毘。賣
也。と。ば。り。を。言。り。き。其。古。事。記。了。木。花。之。佐。久。夜。毘。賣
也。書。き。神。代。紀。小。木。花。開。耶。姫。也。書。れ。二。典。共。了。何。所。も。木

花ハナやみ有ア依ヨを御鎮座傳記の古文コノコト。華ハナキ開ヒ姫ヒメと書カ。はと
華ハナキ木キとも有アるニ就ツて前サキも爾雅ニ釋シ艸ノ。木キ謂フ之ヲ華ハナキ也ナリ有ア
るニ依ヨりて。木キ花ハナ也ナリ云フふニ。華ハナキ字ジを用ヒしニふヤと思ヘれど。
後ノチも熟思ヨクガモへば。華ハナキとモ乃ハ謂フ也ナリ。杖シヤク及ツ木キ。はくら花ハナの事コトもあ
む有アるニ。其ノまデ於テ說文ノ木キ部ノ。樛ヒ木キ也ナリ。段注ニ司馬ノ上ノ林ノ賦ノ字ジ
之ノ樛ヒ皮ヒ貼ヒ弓ノ者ナリ。莊ノ子ノ華ハナキ冠ノ亦モ曰フ其ノ皮ヒ裏ム松ノ脂ヒ。所レ謂フ樛ヒ也ナリ。從レ木ノ聲ノ。
謂フ樛ヒ皮ヒ爲シ冠ノ也ナリ。樛ヒ者ナリ俗ノ字ジ也ナリ。乎ノ化シ讀ム若シ榮ニと見エ。榮ニ字ジ下ノ榮ニ也ナリ。段注ニ爾雅ノ艸ノ曰フ木キ謂フ
切ル。讀ム若シ榮ニと見エ。榮ニ字ジ下ノ榮ニ也ナリ。段注ニ爾雅ノ艸ノ曰フ木キ謂フ
者ナリ謂フ之ヲ秀シ榮ニ而不レ實ル者ナリ謂フ之ヲ英ニ。從レ艸ノ聲ノ。亦モ色ノ也ナリ。此ノ以テ會シ意シ包シ形ノ
析シ言シ之ヲ也ナリ。引キ伸シ爲シ光シ華ハナキ華ハナキ夏ノ字ジ。從レ艸ノ聲ノ。亦モ色ノ也ナリ。此ノ以テ會シ意シ包シ形ノ
字ジ起リ於テ北ノ朝ノ。と有アるニ。韻會ノ花ハナ字ジの下小ノ說文ニ於テ榮ニ字ジの文字ジ出シて。
鄭ノ氏ノ曰フ。象ノ華ハナキ葉ハナキ垂ヒ敷シ之ノ形ノ。象ノ蒂ヒ萼ヒ也ナリ。隸ノ作シ華ハナキ。徐ノ云フ。爾雅ノ木キ

謂フ之ヲ華ハナキ草ノ謂フ之ヲ榮ニ。此ノ對シ文爾ノ散文ノ則シ草ノ亦モ名シ華ハナキ廣ノ韻ノ云フ。俗ノ今ノ通ス
用フ花ハナ字ジ云フくと云フ。樛ヒ字ジをも出シて。徐ノ按シ引キるニ。其ノ說ハ
樛ヒ字ジ下ノ段注ニ同シ說ハあり。但シ說文ノ樛ヒ字ジ此ノ說ハ引キ
て其ノ說文ノ樛ヒ字ジの所今ノ此ノ等ノ說ハを相シ照シして攷メふるニ。樛ヒ
の段注ニ見テ知ルべし。今ノ此ノ等ノ說ハを相シ照シして攷メふるニ。樛ヒ
を樛ヒの本ノ字ジあリ依ヨぐ。樛ヒを和ノ名シ抄シ木キ具ス。玉ノ篇ノ云フ。樛ヒ木キ皮ヒ名シ可ク
以テ爲シ炬ノ者ナリ也ナリ。和ノ名シ加カ波ハ。又モ云フ。加カ仁ニ波ハ。今ノ櫻ノ皮ヒ有リ之ヲ也ナリ。有リ依ヨ物ノ小ノ
て。今ノ世ノも加カ波ハくラ。犬ノざク。白シ加カ波ハあト云フ。木キあるニ。ガ。
神典ノ小ノ謂フ也ナリ。波ハくラ。迦カやグて是レあリ。葉ハも立チのさはを更レり。
るニ。花ハナまデ櫻ノ同シくイと。小ノさク白シ。見ル所ノうキ花ハナあレ。
枯レの時あト此ノ樹ノ多ク立チるニ。山ノを見れル。満チ山ノ白ク見ル渡リ。
さレ。故レ白シ加カ波ハとイふニ名シあり。其ノ皮ヒ雨中にハ炬ノ用ヒて

燐空信濃甲斐あどの山くみ。殊了多く。本草喬木類了入る。樟の説とよく合へり。あ本古史第五十二段に傳了注ふを見依。ちて此字犬櫻也も云ふを。佐久良の類あがら。甚く劣れる物あ依故の名よ。犬薺。犬躑躅。犬山椒。那と言ふ類あり。然れむ。樟字は。華木小似ては有れど。非ある故字以て。殊小制せる字と聞え。其を讀若華也云ひ。う。於樟字を。彼。姦字小木を从了。桑字を制せ依如く。固よ。華木の有る了。別了。む。爲了。制れ依字と見ゆる字以て。かくは謂ふあり。此。由來を。華。樟。樟。みれ。同音あるを以て。知るべきなり。○。因了。云。む。上了。記。せる。已了。庭。あ。依。自然。生。の。櫻。を。天。保。二年の春より。花の咲初。と。依了。見。れ。た。葉。も。皮。結。紛。ふ。の。と。あ。き。加。の。津。佐。久。良。の。あ。む。有。り。此。は。江。戸。小。を。絶。て。見。る。こ。し。う。太。指。字。行。ふ。よ。必。れ。く。て。叶。を。ぬ。物。あ。る。を。思。ふ。了。の。い。と。

奇くぞ。抑杖姦木也。若華何光とも。華之美者。若木之華とも。言ひ。此方小も華也し云へむ。今も此花了。限了。如く。上代よ。わ。此。華。れ。美。艶。を。感。て。か。し。あ。よ。渡。ら。ち。く。神。聖。と。ち。の。打。任。て。木。と。云。む。杖。姦。字。云。ひ。華。也。し。云。は。此。華。を。言。ひ。し。が。元。よ。了。彼。國。小。眞。れ。山。佐。久。良。を。有。こ。と。無。れ。む。華。ち。ふ。字。を。都。て。諸。木。の。花。了。用。ひ。て。別。小。類。木。れ。る。犬。佐。久。良。に。有。依。字。樟。と。名。り。て。其。音。は。り。了。城。華。也。は。云。ひ。し。也。所。知。了。わ。か。く。思。ひ。了。俗。字。と。云。へ。ど。樟。字。を。よく。右。の。故。実。を。了。然。れ。む。右。に。傳。知。れ。依。者。の。制。れ。る。字。あ。ら。む。と。ぞ。思。は。る。了。然。れ。む。右。に。傳。記。了。木。花。開。耶。姫。の。木。花。了。華。字。を。書。し。は。爾。雅。了。木。謂。之。華。と。有。る。よ。も。叶。了。是。此。を。王。仁。あ。ど。れ。傳。へ。し。故。訓。の。適。小。殘。

ぬる小や有む。其王仁固より戎人にて。彼國小佐久良
き事を知れば。櫻字字當しは決めて此人の態ならん。唯木
花を云ふ。華字を當りむ故を以て。自歌も。古の花と
詠ふと聞ゆる。故思ふ。華字はみり非ん。彼國より早
く失へ依字義の。此方古書小遺れるが甚多あり。その
神典に古文。妻と妹。字を用ひ。稷と潔。字を用ひ。會所小
情。字を用ひ。依れど。説文を始め。彼國の古き字書ども。小
所見なき字義なるも。早く此方承傳所あり。以て此方
て傳ゆる字義あるを思ひ合せて知べし。以て此方
神聖より。彼處小渡り坐ては。彼扶桑の故を以て。此方を木
徳仁風の本域と稱し。其於華は美れる者。此及木の花
る所以をもて。此域をやがて華とは稱せり。其を東華大神

君。青華小童君れぞ申せる。東華。青華。まゝ太昊少昊れどの
生處を華渚と稱し。神農此生所を華陽と稱せるも。皆是由
小の依事あり。然るを後世の戎人ら。此古義を忘れて。南華
西華れぞ云ふ。熟語字制し。刺す。其國をしも。華夏中華を
と稱するは。其君師の本國なる。神國の號を儉め依りて。僭
上無禮の極小ぞ有り。依。彼國にて。中華と自称する由。字
義之華。可嘉大也と云ふれ。其禮義の本を。皇國より受て。
始めて知れる事あり。其説叶て。實を加は。大蓼れど。此
例に依らば。大華と謂ふ。依りて。彼樺字を制せる例に依
らむ。樺字を作りて。从大華聲。と云ふは。難なく。其尚東
華。青華といふ事。赤縣太古。四方八方。草木人種。日本の
傳小童君の所。云字見べし。○右の擲本。孝で。彫。竟て。後。清。此
大樹。此本。小は。靡の。如。年。○陳元龍。清主の。辭を。奉て。緝めし。歴

代賦彙此草木部小載之。唐の朱勣の扶桑賦といふ一章を見出し、
り其全文小。木臨大壑名曰扶桑。厭洪波之萬里。在青帝之一丘。受浩氣
以生成。那倫衆木。挺仙文之秀麗。能戴朝陽。照及華之精英。塵外風吟。天
涯雨泣。山晴而瑞氣初動。海晚而潮痕乍濕。幾千歲月。標下界之無雙。迴
拔榮枯。倚高空而獨立。霧折煙融。孤光在東。長迎旭日。先得春風。吾將原
太極之意。考真宰之功。不產奇異。安分混同。物欲萌焉。我則與三才並起。
國云化矣。我則與大朴無窮。卓出古今。莫渝貞固。當乾坤之上位。瞰魚龍
之要路。至若玉漏色殘。銀蟾影度。收人間之暝色。未遍羣山。聳海底之紅
輪。先經此樹。露散雲驚。珠懸欲生。雖交厥燭。寧奪其榮。豈若常材。隨大匠
之雕刻。自如良輔。契吾君之聖明。巢之者不可得。其窺蠹之者不可得。其
噬陽鳥象。擇木之狀。晴虹作挂。弓之勢。名大天下。身高水際。掩彩翠於蟠
桃。病虧盈於月桂。非海也。不足以容其大。非日也。不足以升其高。葉茂而
雲垂。霄景根深。而龍撼驚濤。車決焦於尺土。微鄧林以秋臺。巨影倒空。而
漠寒色吹夜。以厥靈境。難尋人寰。罕測性欺。霜雪心藏。正直故能齊
衆甫。而抱滄溟。永佐東君之德。と云へり。元本戴朝陽の下。一句を脱せ
て。余が意を以てこれを補ふ。萌もと明小作也。國田も作り。渝逾小作
る。並に誤写あり。是字改む。此文余が今此考より。相適ふ語どもあ
り。深く感ずる旨。何れを採りて此に附録とし。抄。

天保七年 丙申 三月

東華書院蔵 大吳女吳吟の

大扶桑國考跋

竊嘗聞之矣。我神代之古。日出之
域。自有神木之奇靈者。其名爲扶
桑。扶桑之多。森蔚成林。招搖聳天。
故遂名此國曰扶桑。若夫三皇之
御。三才。五帝之紹。五運亦咸出于
我大扶桑之國矣。而扶桑之名。創
見于山海經。賦于楚辭。書于鴻烈。

○大扶桑國考跋

○一

或散出于詞人藻士之筆者固不
遑枚舉也十州之記見而志之通
典之誤聞而錄之雖然未嘗聞有
辯涇渭於浩洋之間剖玉石於磊
砢之中者矣伏惟大壑平先生識
潭於無底明徹於甘淵固是古今
五千載之一人宇宙一万里之獨
步也於是乎有大扶桑國考矣其

考證之密也分析絲毫而有感神
哭鬼之妙議論之高也睥睨崑崙
而有翻天覆地之力是以我大扶
桑之所以為大扶桑者猶拂于其
枝浴于其谷日在其上華光其梢
也豈不千載之愉快乎世之矚矚
哉其然後我道益尊國愈貴矣乎
不敏安敢贅多言贊一辭乎蓋其

爲木也。即爲及及之化。爲山。即爲
不二也。是其尤。扶蔬于大人君子
之國。提拔于易州申土之上者也。
然而先生乃引之而不發。指之而
未言。蓋其有心乎。所誠爲後進。而
先生先使所校訂此考。故玩味之。
枕籍之方。始得髣髴恍惚。考索及
華之所以爲及華。不二之所以爲

不二者矣。譬諸學射也。既使之引。
則不得不發。譬諸問路也。向其所
指。孰陷于大澤。畫龍而缺隻鱗。刻
虎而遺一斑。雖庸手拙工。可以繼
其巧。助其手矣。所豈敢曰補遺墨。
斲餘材哉。先生其亦有心乎。乃以
所考索收諸本考。是猶不嫌溝
澮之赴。以成易谷之廣。不厭荊棘

之生○以致○青邱之茂○昆蟲附○驥尾○
而行○千里○蚤蝨借○鶴翼○而翔○九天○
也○夫華非無○艷○於及華者○而素葩
電光○爛熳○馥馥○輭葉如丹○滿樹如
雪○頭戴○白雲○足踏○玉屑○畫之擲筆○
賦之閉舌○未嘗見○美於及華者焉○
山非無高○於不二者○而四面同形○
無有凹凸○日月潛影○鴻鵠不頡○三

石丈上○巔平氣冽○四時積雪○一莖
無茁○未嘗見○奇於不二者焉○詞人
藻士愛其美○賞其奇○以為華玉山
君亦宜矣○雖然○亦未嘗聞○有考索
其所○以然者焉○本考一出○而後此
華益美○此山愈奇矣○石請謂之天
下第一華○宇內不二山○於是乎溥
天之下○率土之濱○雖有牡丹○亦臣

于此王雖有泰山亦奴于此君也
亦猶大扶桑之所以為大扶桑乎
昔

天保五年歲在甲午立冬日丁酉
上野國 生田國秀謹撰拜書



西大山巖平原四胡齋雲

伊吹能舍先生著撰書目 門人等慎記

古史成文 十五卷 神代部三卷刻成

此書は古事記日本紀古語拾遺風土記を尤も諸古書小有由依事實を悉く撰集免て古事記の文法小倣以神代古皇推古天皇此大御代おて字記さ進し書あり

古史徴 十五卷 神代部三卷開題記刻成

此書は上代の事實元を一なる傍き事此三於四つも記し傳りて初學此徒ある何れ小隨從をば支事を知ら交純粹の古傳を知依と能はざるを憂いて古史字撰ひある小就てそれ撰定免とる所以を一段こと具論し明免と依書取る其第一の卷を春夏秋冬み分けて四卷あるを開題記と號けて皇國の古傳説此起原と諸祝詞日本紀古事記姓氏錄風土記令式格律此御典和名鈔古語拾遺など其外古史と學びて專要を讀傍き書等の内古史の見識を精しく書著さ進あり

○著述書目

古史傳

凡百卷計

此書は鈴能屋翁の古事記傳の倣ひ若し古史成文を悉く註解し多
る書りて我が古道此真意はを修て此書小説盡され多至

古史系圖

上下二帖

神代部刻成

此系圖を古史の神代より推古天皇此御世までの御系を正史實錄
小正し著せ依りて俗聞小在ると甚く異あり

古道太元圖說

一幅

刻成

此は古道小志ある人此必お知らずは有まじき顯幽ニうあふ別
る道理の元を自筆して圖に著はし示さきし物なり

天津祝詞考

一卷

近刻

此書を延喜式ある大祝詞といとも止事なき詞なり云ふも更
な依り其詞中天津祝詞乃太祝詞事乎宣祀如此久乃良波云々
いふ詞あるを故大人あち此説小其天津祝詞と云ふを即大祝詞を
いふと説多れど其は非ず別其祝詞の有る由を論ひ定められ
し書なり

參考神名式

三卷

近刻

延喜式の神名式を古道の寶典あると云ふも更なるが印本寫本
とも小誤字脱字多く唱子を誤せ依り殊小多至故異本どもを何
まお校合して正き小從ひ異本此捨がとき字頭小標しお此式子
讀むる心得は有まじき事どもを條く記して附録を爲し合せ
て三卷と爲られし物なり

校正諸神階記

三卷

此を古く各國の國司在廳ある此記し留とる神階記の有る依を
今は多く凶供して纒子數箇國殘れ依を校正して訓を加られし物
なり神典學に大有用此書なり

校正逸風土記

三卷

此は出雲豐後肥前の風土記を除きて常陸風土記及び諸書小引
依古風土記此逸文を撫い集め校正して訓を加られし物あり

大同本記逸文

上下卷

○著述書目

○二

此書元平城天皇の大同年中、伊勢兩宮に宮人小勅ありて撰び進らし免給する。謂ゆ依大同本記存るが今その全書元凶多きと、數の古書に引用して殘れる文を、集記せらばし書ある故、かく號けられぬ。此ま、神典學に大有用此書なり。

每朝神拜詞記

折本一帖

訂正再刻成

此は我々み門生に徒了、日く不必拜を修き神く、お、先祖の祭屋ふ白の詞を、教示さき多依物あり。

玉多のき

十二卷

初帙刻成

夫は右の神拜詞記を本文と爲し、其の於ける、其神々の御傳、及び神拜の意得、ま、先祖の祭りか、都て世に在る人、此今日此心えを講説せらゆ、其講本を其終に上木し、多る物あり。

神字日文傳

上下卷

近刻

此書は、我が皇國に元多文字ありしと云ふ、故大人多ち種々論じ置れ、多と、其誤ある事を辨じ、十三體の神字を得て、其を一體お、論じて、上古の文字有し、たとを説徴し、それあり、延て肥人書薩

人書等の論、及び、朝鮮に謂ゆる諺文と云ふも、原を皇國の神字を傳了て、後、製を改め、依字なる事、を論辨せらばし書あり。

偽字篇

一卷

同上

此書は、上、神字日文傳を著せ、依小就て、俗小有、ある偽字の惑はしき、限を擧て、少、論辨を加す、日文傳に附録と爲らばし物あり。

靈能真柱

上下卷

刻成

此書は、天地の初發、此狀を、十箇の圖、小かき著されし書、小、皇國の萬國、小、多依國あり、所以、字明し、神祇、御功德、風雨雷鳴等、此本説、お、顯事、幽事のわけ、お、火忌、此、お、福福、互、往、は、る、所以、ま、人魂、此、行方を論じ、古道を學ぶ人、必見、彦、古學安心の書あり。

赤縣太古傳

十二卷

此の書は、唐土の古籍を、普く探り、彼國に傳はせる古傳を、正し、稽了て、太一傳、盤古傳、三皇傳、六皇傳、太昊傳、神農傳、黃帝傳を、多て、少昊、顓頊、帝嚳、堯舜、禹、此、世、の事、を論註して、彼國も、我が皇神と、ち、此、開闢し、坐る事實を、明し、彼國に、古史籍を、讀む者の、木鐸と、爲らばし書

小て此書前子西蕃太古傳と号けられしを後まかく改られり。

志都能石屋

五卷

此書は醫藥方術の原を大名牟遲少彦名神の始め給ひて唐土を始
め諸蕃國も傳えれる事お皇朝及び唐土に醫道の制度相符ふ
由ふし及び方術を以て未病を治し醫藥を以て已病を治る古此
道ある事お醫業此人を更なる世に在る人必醫藥方術を學ぶ
修き事ま古方家後世家と稱ふ療方互不得失あると且世の醫
家者流お此道の神仙より出ある由を知らざる故に醫術は知れども
醫道を知らざる事を論じう於人體の官能及び養生のおおと專
と讀修き書ども此事を周れ老子と晉れ葛洪此傳とを註せ依因
因小論じま其未了取總て醫道の要領を記されし書ある。

皇國度制考

三卷

此書をいひし戸部加阿多比呂あといひし略度の本義を更
あり其よてちて丈尺寸分などの精度は出來し本を畏きや皇大神
の御長より起り其尺やがて今小傳せる曲尺はて古今を長短を
訛ること無く後よ令の御定免ありし時小大尺小尺を立給ひしも
即これ尺よてう於て唐制を用ひ給へ依り非ざることま謂ゆる

吳服尺鯨尺をえじめ諸尺は沿革を何うし古今に學者の度制を論
じたる書數十部あれど一人も皇朝固有の尺を知れる者なく其論
説の安否あよし正史実録に徴して悉く論辨を加へ總論に未だ
入をよし加應小於くやも我が杖やまと島根に立むとぞ思ふとい
いふ歌をよみ添られり。

赤縣度制考

三卷

此書を古今の學者とち此尺度考小皇朝固有の尺度を誤りて西土
隋代に尺あり唐代の尺ありれど論ずるはみ非ぬ由を辨する
小於きて彼土に尺度も其原を人跡よ起れるがま太昊伏羲氏
馭我の時よ皇國に尺を二寸五分減じて傳へ給ひし由來ま殷
周二代に殷尺周尺とて別小制としうど世小晉祿く行れ太昊
此古尺確乎とて後漢の世まで傳えり其よ謂ゆる六朝唐末を
るて今の清代に至るまで凡て四十餘種の尺は出來し由來ま度
量此事小於て周代よりあて律呂此説を附會して説來れるよ於
きて止ことを得ば歴代樂律の沿革も及び必竟する所を歴代の
尺一於も皇朝の尺も同じきが無き事を歴史及び諸書を折衷して
論じ定められり。○右度制考二部を屋代輪池翁の需小應じて撰
はれし書あり。○右度制考二部を屋代輪池翁の需小應じて撰

○著述書目

○四

義の目を出せよと其書等も記されし説等は前後の書等も因く不記して右に三書を廢られし故に今を其目を省るるあり。

印度藏志

三十卷

此書は謂ゆる一切經藏を探索して天竺國の風土國初より婆羅門此教方より釋迦一代の本説佛道字作爲しよ依所以及び諸佛經一部も釋迦の傳よりる眞此物なく盡く後人此依托ある所以まゝ其道漢土を経て皇國に傳は至十宗に分至る所以おのくそ此宗旨の本意字博く佛法此經論小徴して論はれざる書なり。

巫學談弊

四卷

此書尤俗小兩部神道と云ふ有至此は古の奸僧ども皇國此神國小して佛法を信ずる人此少きを信ぜあめむを欲して神道了佛道を混合し亦それ了倣いて後人唯一神道と稱す依道字作爲して儒意字混合し其おのく言ふこと悉く儒意佛意小して更小神道の眞面目小非ざる事を委く古書小徴して論せられよ依書あり。

古今妖魅考

五卷

近刻

此書尤古今此記録物語書等を採りて謂ゆる天狗妖魅の種く小世を亂し或は地獄極樂あど云ふ字變現して人字惑はし或を異驗をも見せて人字信を起さしむる有趣あぞを説き且そ此物等も三熱此苦みと云ふ事の有る因縁あぞを具し論じ徴されよ依書あり。

古今乞盜考

卷數未定

此書は源順朝臣此和名鈔人倫部乞盜類の所小巫覡と標して説文巫祝也和名加牟奈岐文字集略云覡男祝也乎乃古加牟奈岐祝祭主讀詞也と載されよを師若き程は甚く非類ある事小思はれしを古く八幡大神の神託と偽りて弓削道鏡皇位を得しめむと謀ま依惡現あぞ加茂川御榮え字奪はむと謀れる神官まゝ飛遷坐る由を内奏し兩宮の御榮え字奪はむと謀れる神官まゝ伊雜宮を伊勢此大御神此本宮ありて誣ひて黒瀧の潮音といふ妖僧と語らひ舊事大成經と云ふ妄書を作れり神奴あど此事字思ひまゝ今世の神職ちふ徒を視る小多く僧徒の所爲小倣ひて乞盜風ある所業を爲しまゝは師の門入りりて正しき神此道を聞たくも唯口不れみ其是を唱りて其行を改めて奸曲小して神祇字蔑如を依が多かる小近おう順朝臣此卓見ある事を悟り得て其行迹を筆記し然る倫の魂此行方をも論定して後來の神職等を誡めむと波

く思ひ慮られぬ書なれば、今し古人の名をこそ出さるれ、今人此名を未だ出さざり、其を見直し、聞直し、教訓して、終に其非を改めざらむ時、其名を書加ふむを此心構ありとぞ、尤加しよ。

天柱五嶽考

上下卷

此書を漢土に五嶽を知るとる人も多し、れど、世界の天柱五嶽を知るとる人なき事を憤りて、世の始を、皇天上帝此を立るとる由緒あり、其在處を考ふ、其の上帝と稱ふは、我が伊邪那岐神、此御事なれば、由、其の印度の古籍に、謂ゆる須彌四洲、此事を論じ、因り印度に謂ゆる大梵自在天王、また帝釋天を、辨ふ神の何ある神を、と云、こと、また、小論に及ばし物あり。

大扶桑國考

二卷

刻成

此書は、唐土に古書に扶桑國と云ひしを、即皇國此事あるを、和漢此學者より、別國の由と論じ、來れば、非なる由を、諸書に徴して、論定し、其の彼國初に出さる、三皇伏羲、女媧氏、此と云ふも、其扶桑國あり、渡れる由なれば、即我が皇神あり、ある事、此大概を論じ、また、扶桑といふは、櫻の事、また、因り、倭國、君子國、日本國、若木國、大人國、を云ふ國號の由をも、考ふ記されし物あり。

三神山考

一卷

近刻

三神山とは、蓬萊瀛洲、方丈を云ふ、と、昔、絲く人の知れるが如し、然、然、此を、唐土に、東方海中に在るとし、彼國に古書に見ゆ、と、其を、何處ぞと云、こと、詳ならず、と、諸書に徴して、我が神典に、海神、此宮あり、由を委く考ふ、因り、神仙の幽境、海市、山市、形と、此事、また、浦、嶋、子が事をも論じ、及ばし書あり。

六家要指論

三卷

史記に自序中あり、司馬談が六家、其要指を論へる條を、本文に取、りて、諸書を引き、其六家の要指を委く討論せられし物あり、謂、ゆる六家とは、道德、儒、墨、法、名、陰、陽、を云ふあり、我が大壑平先生の、古、學の大體を知むを欲する者は、また、此書を、視て、觀たべし。

醫宗仲景考

一卷

刻成

此書は、古今に、醫人、傷寒、雜病論、金匱要略方論を、醫藥、此祖典と、尊奉、せらる、其、撰者、張機、字、仲景、と、傳り、來れば、と、史籍に、其、傳あり、を、遺憾、し、思ふ、此、葛玄、字、孝先、と、云ひし、真人の、寓名、形する、由を、諸書に、徴して、委曲に、考ふ、記されし、物あり。

金匱玉函經考文

二卷

此書は傷寒論と金匱要略方とは毛と一書にして漢土醫方書の祖
あるはと世人の曾く知進依が如し然れども後人此攪入説多く未
しき徒そ此攪入文を眩惑してそ此真旨を得ざる事を歎き和漢古
今此諸説をも用ふ修きは用以傷寒金匱を併せてあや章を追ひ精
しく論じ徴して古名を復されし物あり。

金匱玉函經解

三卷

これは右傷寒金匱の正文を撰訂し次第を正して本文と成し病門を
分ち其發揮せる説より二書此有也依註字折衷して分註せし二
書不足らざ依方論此千金外臺を始め他此古書小散見せるを拾ひ
て附記し治療の活用を示させざる書あり。

太昊古易傳

四卷

此書は前小八卦稽疑傳と聞えしを後小かく改えられしなり抑太昊
伏羲氏をも是扶本則此神真あるが赤縣州は天墮して天帝の
錫命河圖洛書の真數を因りて八卦を作れる事あり説を起して易
威の事不及び今傳える八卦此方位は先天後天とも伏羲氏の定
めし眞方位は非ざ依事ある八卦は各々主節河図人その生節小依

至て本命の主卦定すること又此よりなりて疑ひを稽ふる筮儀の本
義小及び事極みそ神祇の御徳を仰ぐより外なき事までを論は
れし書して俗の易家此説とは大相小異なる説等あり。

三易由來記

上下卷

三易とは周禮小謂也る連山歸藏周易あり共すも皆太昊氏の故易
小本於りる易法なるが和漢小易學を為す者蠅毛此如く其末書類
は汗牛充棟と多う依る能く其由來の眞面目を顯し顯せる書な
く周より今小三千年來擬聖の擬易を欺りて俗の目者らは自家
相方位を説く輩も少八卦此眞方位を小得知らずて愚俗を過り
あと及び周文父子が周易を作れる始末は孔子五十にして始め
て易を學べる以來其語を大象の辞を祖述せるが多き事か於十
翼の悉そ孔子の作らざる事まは孔子より次く易學の今世まで小
傳來せる事までを論じて末小河圖雜書の事を始め此考爾小屬と
る餘論を附録せられし物あり。

欽命錄

上下卷

周易の謂ゆる十翼中ある象傳の中小散見する大象の文六十四章
は太昊氏以來の古訓此傳は至來れる物な依事を悟り得てこれを
抄出し諸説を折衷して注を加す固く道紀を守らむ人師保無し

て父母子臨せらるゝ如く恒小其辭を玩味して其命を録ましかむ
と致録せ履まし書あり

象易編

上下卷

俗小斷易と云ふは上古小象易と云ひしを訛れる語あり此易法也
太昊の古易本於きて神農氏黃帝氏の立と傳謂ゆる連山歸藏の
遺法あるを古今小其義を知らる人なく八宮納甲飛伏世應六親此
擲き取せ皆古法違へる事を論辨し古曆道と左右の照應して臨
時の稽疑小便宜せられし書なり

春秋命歷序考

二卷

近刻

春秋命歷序も唐土の古史緯書あるが此考も彼國は上世天地入三
皇此未より春秋此謂ゆる獲麟の年までの歷年を司馬貞が補史記
小凡三百二十七万六千歳凡世七万六千世と云ひ或も太昊伏羲氏
より周世に至る歳數を列子小三十餘万載と云ふ或も始末荒唐誕妄
此説多く結紛るとして古今論定せる書なき事より憤懣して
是命歷序本於諸史百家の説を一切論斥して其實數を推索
むれむ天地初めて立し天皇氏此元年より伏羲の出興せる元年
至りて僅二万三千一百年あり伏羲元年あり今此天保二年小至
りて四千八百九十二年ある事の由を委曲に討論折衷して赤縣太

古傳此問題記予準へ後來彼國の古史學を為す者の木鐸と為られ
し書あるが末上此句一於下此句二於の歌を記して日本此神の
所於りしかり此道あら人いひら得めやも日れも也人を以
履き初めり依と何也

三曆由來記

三卷

三曆とは謂ゆる夏殷周三代の曆を云ふ抑曆も天皇氏此元年天地
開闢の日を甲子歲は甲寅字天元とれし久しく真曆あり行はれし
を太昊氏此真曆は因循して始めて合朔章節干支紀元の規を定
め一年三百六十五日四分日比一日三十二分一氣十五日七分の
日法及び一月二十九日九百四十分日の四百九十九分此月法を立
て天常を知り長久を志す所以の曆法を傳へしを神農黃帝より唐
虞此世を經て夏代まで用ひ來りて是謂ゆる夏曆あり孔子此夏正
此四時之正不易之道也と云る如くあるが實も太昊此古曆ありを
殷代に至りて其法を用ひ初るも正朔を改めしを殷曆と稱し周代
小至りて正朔も更あり其推法をも律數も因て八十一分日の四十
三子立る新曆小革れしを周曆と稱し其よを秦を履て漢代に至り
謂ゆる太初三統此二曆あり其は共予周法を襲用せる曆ありかく
次く小沿革し來る間の事どもを史漢の歷志隋唐以前の書中よ
り抄録して本文とせし傍諸書を折衷して講明しう於漢此元帝が

初元元年まで、歳差を云々、之を無てし、其二年、乃て、崇神天皇五十一年甲戌歳より始めて、日行小毎百二十年小、一日此差を生じ、月行小、毎三百四年小、一日の差を生じ、依事、之を委く發明せられ、依書あり、古曆學の根原、之を考て、此書小盡とあり、之を云ふなりし。

三統曆譜辨

一卷

此書は、前漢代、曆志小出せる、劉歆が三統曆、及び譜を、班固を推法密要とも、微眇とも稱せき、實に甚だ僻曆ある、況て其引する古書、此年數を、杜撰に増減して、己が三統の妄説小誣會し、いふく後世を誰惑せる物ある、古今代學者、よく其妄字知る者、多く、和漢小成れ、る編年類の書等、多く、此三統譜、此年數を用ひて、紀年を立する故、夏殷周代間の年曆、今に至りて、偽説を傳ふる事を、憤排して、乃て、此三統の譜を抄録して、本文と叙し、劉歆以前の古書、或参考して、彼の杜撰を、盡く辨論せられ、る書あり。

夏殷周年表

一卷

此三代の紀年、今小至りて、其妄を傳ふる事を、職として、劉歆が誰惑小因る事、亦れ、上、此辨論を著せる小就て、其真紀年也、彼が擬紀年也、を對攷して、示さ、或は、惑はし、からむと、此年表を作られ、るあり、上下二層小紀年し、上層を史記の本紀、及び魯世家、十二諸侯表、六國表、より、竹書紀年等、字合せ考へ、る年表し、年々の冬至を、古曆小依りて、記し、下層は、乃、その三統譜、此年表を、連糸表して、年々の冬至を、三統曆小より、て記し、上、此譜辨と、並べ、見て、一目、其真偽を、解悟せ、べく、物せら、るし、書あり。

太昊古曆傳

四卷

此書を、秦漢以前の古書等小、太昊古曆の法、此散見せる章句を、拔萃し、聚めて、本文と叙し、古天文地理、歷數、此正旨、及び、干支、此起原、その用法字も、辨明して、今より、古往開闢小、遡りて、其節氣、朔晦、掌を、指して、おれを知り、今來無窮の合朔、節氣、歲差、も、算術を用ふる事、指し、を、屈して、推知る、神妙、此法を、發明し、撰方撰日の古義を、も、悉く、考す、明き、し、書よ、俗、閑、用ふる、曆類の、撰時、撰方、此書等とは、大、小、異、し、て、俗の家相、方位、説小、惑、溺せる、倫を、も、頓、解、悟せし、む、依、此古傳、字、開示せられし、書あり、世、予、は、今、此日者ら、説を、論、する、者、亦、小、非、ざ、き、ど、も、皆、知、交、して、其、非を、説くと、云、む、も、強、言、あり、や。

古曆日歩式

二十卷

此書は、太昊古曆の、一氣、十五日、七分、一日、三十二分、此日法を、も、天、地、開闢の、天元、甲子、より、漢、元帝が、初元、元年、己、が、崇神、天皇の、五十年、まで、此節氣、及び、土旺、を、も、推歩し、其後、始めて、毎百二十年小、一日の

日差を生せし。後來無窮の日歩をも古法小よめて推歩を究先。一紙
小十年抄く此節氣を志るし。其入節の刻分までを擧られし書あり。

古曆月歩式

十二卷

此書を太昊古曆比一月二十九日九百四十分日比四百九十九分の
月策章節の法をもて月の開闢の今天保四年を距こと六千四百四
十年前此日は甲子歳を甲戌ある其歳日より推歩し始めて漢元帝
が初元元年我が崇神天皇比五十年癸酉歳まで三紀四千五百六十
年比積月凡て五万六千四百月の大小閏月その刻分及び朔旦冬至
の推歩を究め其後毎三百四年小一日比月差を生せし以來無窮の
月策字も其古法を以て推歩せる書也。

春秋曆本術篇

一卷

此書を春秋命曆序考以下七部小古曆の法字徴し著せるに於きて
其本術比正式を出し傍に春秋及び左氏傳ある曆日を抄録して對
致せしめ後來春秋左傳を讀む人れ為しせられし物不て晉の杜預
の春秋長曆安井算哲の春秋述曆など此類とは大きく異なる考あ
るが古を春秋命曆序考に附録せらるるに定めて此書成れば故
小前より目を出せる周曆明歩式を廢罷れあり。

古今交蝕考

附古今星運考 二卷

漢世以來此諸曆小は五星の行運日月比交食を知るに曆道の專要
と考せり三代以前を然らざる節氣時日の推歩字第一と為して合朔
比推歩あり次ぎ星宿はる其歲時比當番に立て時日比吉凶字
斷するに也今曆小同く交食の推歩を民小農時を授くるに無益の
事とせ依るは國所よりめて其食の多少時日の相違ある故然
しも委く議せざる事なく今比清代より時憲曆と云ふ頒曆小も交食を
載せたり然れども是は測量せざるは有はじり事ある故古書より其
本文を抄録して名をかく題られざるを其考は開日を期て未著さ
るに代るむ。

弘仁歷運記考

一卷

此書を我が皇國の上古伊邪那伊邪那美神の御世より皇孫通く
藝命の天降までを天神祇王代記和漢合運圖帝王編年記など其外
古に年代記類に何れも數百萬歳ある由の異説紛々として一定せ
ばまよ通く藝命天降より神武天皇比御世までを是歷運記に一百
七十九万二千四百七十餘歳と有る後人日本紀比神武天皇卷小
も書加ふされども此も荒唐ある説にて實小は天降より神武天皇元
年辛酉の前年まで二千四百一年あり其七十餘年を神武天皇比御

世より其元年より是天保四年小至りて二千四百九十三年を
れた其を合せては天孫降臨より四千八百九十四年ある事を是記
と春秋命歴序とを照應し和漢の古書を参考して説徴し天降
以前の歴年數ま推古天皇以前いまだ漢曆を用ひざ依上代の曆
法をも考明されし書なり

古史年歴編

一卷

近刻

此書を自撰の古史成文の本抄き右の命歴序考及び歴運記考小依
りて天地開闢より此年數より皇國を遷り藝命天降元年唐土を太
昊氏取我れ元年より年契して一紙六十年の紀年を立て推古
天皇の御世までを記し加古例の効ひて印度及び其餘の蕃國の
大事をも往く小載されり抑是編を古史のふた小撰ひ上り歴運
記考を此編に爲す考元命歴序考より月歩式に至依七部は歴運記
考のふた著されり書等あり然れど讀べき次第を必ず右の如
く命歴序考より始め此編に至るべき物あり

古今日契曆

初編 凡五百卷

此書は皇國を皇美麻邇^{ニ編}藝命の天降坐せ依元年西土は太昊伏羲
氏の取我せる元年に當る庚申歲此歲首甲辰冬至より今是天保四
年癸巳歲の冬至戊寅日に至りて凡て四千八百九十四年積日百

七十八万七千五百三十四日間の日記曆あり其尤上件命歴序考
三層由來記古曆傳日歩式月歩式歴運記考此の師説を誦り人
小其實験を示し其年歴時節を諱り知し其む作れる書あり
一紙六十日此干支系をひきて上下二層は別ち上層小世頒布
賜ふ今の寛政曆を以て天保四年の冬至より記し始め是より以
前に施行あり寶曆貞享宣明五紀大衍儀鳳元嘉等の諸曆をも
持統天皇の御世まで遡上り小記し其より以往を日本紀の曆日小
よるかの長曆通曆等の書を参考し下層小太昊氏取我元年の首
歲甲辰冬至より其古曆をもて記し始めて今天保四年に至依節氣
朔晦大小閏月を更なり斗建五星の當番八卦十二直など據り古曆
小用ひし限を擧げ上層の今曆下層は古曆通曆して目下小古今
此異同を知し且その二層は上下小和漢古今の關小曆道は係る
事の大義を所見小從ひて表章し每十年を一卷とあせ依紙數六十
一葉日數三千六百六十日於り何れ猶後來百六年の古曆を附せる
故り凡て五千年の曆を卷數五百卷紙數三万五千枚と成れ依
を彼日差月差此由小依りて崇神天皇五十年までを初編をあし同
五十二年より以下を二編とあし猶かの古曆傳日歩月歩の二式此
旨を熟く得む小終古の曆も次小作り得べく物して子孫小遺
さる書あり然る春秋命歴序考より日契曆まで數部の書は去依
依天保二年八月より筆を執り初めて天保四年中まで小功竟られ

し書等あり

家相九說辨

三卷

此書、太田元貞號子錦城と云ひし儒者の著せる家相秘訣龍背發秘、九井九藏九竈九厠の訣を傳へたる書等を辨じたる書あり。抑今世に家相方位の吉凶を説く者多く、俗人は是れ小惑ふ者は比くとして多うれど、師も然る徒に説は、頓小論ふ足らざる捨置れざるを、此元貞はも故鈴屋大人字甚く誹謗せる書をも著はし、俗に儒學此大家と稱せらるる人あるが、世俗の家相書を傳へて、まじく世人を惑はせるか、己ことを得む、其說等を抄録し、合せて辨論し、因に家相方位の眞古義を述べて、是れ講明せられたる得有はし、此由をも開示せらるし書あり、世俗に家相説と、其判断に相違せるはと、是、辨書を見て察せしむ。

神代系圖挂軸

石摺一幅 在刻

鬼神新論

二卷

此書、俗の儒生、孔子の道を學びて、其意を得ず、鬼神を蔑如することを憤り、論語をはじめ諸書より、孔子の言行に鬼神及び心術事も字引て徵論し、和漢古今に儒生の鬼神を論じたる説どもを看破

志て、鬼神に有る事を論じたる書ありて、此を師の三十未滿ありし時、草稿せられしる、世にも傳たりて、見し人多き書なり。後、次々増訂を加へて、往時の本よりは、大に精密ある書と成れり。

孔子聖說考

二卷

此書を前、聖知能品定と号けられしを、後、小かく改められし、抑か、上世のをし、語、我が御世の事能こそ神習へ、青人草習はめやと云ひ、赤縣州の教も、人能く聖人君子の所業を學びて、小人は、あこざ、小勿習ひると云へり、故、是、教、予よりて、神習ひ、聖習むと、はる、其、聖人と稱し來れる人、これあり、小、孔子に謂ゆる似て、非なるが、數あるを、童蒙に徒ふと、眞聖擬聖の辨別を知らず、聖人と、云へば、謾り、小尊信する者多きを、甚く、學道の害ある事をし、憤て、孔子に言の、聖人、及べ、協遺語どもを、論語をはじめ諸書より、拔萃して、本文と、あし、一向、其説、從ひ、他、此、古書等を、引き、徵して、眞聖擬聖の名正しく、事順、論、定めて、後來、聖學、從事する者の、得門、楷式とせられし物あり。

三五本國考

二卷

在刻

此書は大扶桑國考の後編にて、赤縣州の謂ゆる三皇五帝とも、小皇國の神聖、ちあるが、早く彼國を渡りて、蠢化、民を、含養し、教導し

おまされし小就て、今度師小請ひて、其自作代作の諄辞、まゝ師の電覽をこひし人々の詞をも集めて、我等がかく題名せし物あり。

三大考辯く 一卷

此は故鈴屋大人此古事記傳小附録とせらまし、服部中庸の三大考を、藤垣内翁論破して、三大考辨といふ書を著されしを、更に辨じ直されし書あり。

天說辯く 二卷

此は故鈴屋大人の古事記傳ある天說を、藤垣内翁の意を承て、尾張の小林茂岳といふ人論破して、天說辨といふ書を著せれど、それ説却て非ある由を辨じ、因小同人及び夏目麿磨など、玉の眞柱を論破せるをも、合せて論じ反されし書あり。

右は師の三十未滿時より、六十歳にあらまゝ、今年まで小草稿成て、外不次訂正を加へ、世々著さむとせらぬ書等、まゝ世々有し書どもを校せられし書等あり、形不草稿をものちて、片成ある物も甚多し、其稿成る小従ひて、追々其目を出はべく、形年。

天保六年十二月

門人著書類

稿成て師に閱覽を經し書のみ舉ぐ。

天滿宮御傳記略繪入 二卷 刻成 根岸延貞

此は師の此御神代御傳字著さむの心何ゆて、當昔此古書どもも、其御傳小用ある事どもを抄録し、形不説を形し置まゝる物の有る、それ中より概畧を抄録して、師に訂正を受て著せし物あり。

宮比神御傳記 一卷 刻成 石川篤記

此は師此古史傳中、宮比神亦名、天鈿女命、大宮能賣命の御事、説れし條々の大概、さて宮比といふ言の本義を何らし、世々何る人らあらば常小其神徳を仰ぐべき由、まゝ其祭りらと及び其祝詞をも出し、師の電覽を經て著せる物あり。

古學二千文 一卷 近刻 生田國秀

此は師命をうけて、西土此千字文の文法小做ひ、押韻の句をもて、天地初祭の事より、神代及び人皇此御世、近く天正慶長以後までの大概を記し、それより古學の起るまゝと、形不玄儒佛易曆兵医律令歌学等此事までを、二千文小加き取り、一事ごと小自注を加へて、幼童

讀書の料子作れる物あり。

古易大象經傳

三卷

近刻

生田國秀

古は師の前小欽命籙と号りて草稿し始られし書あるを後小其業を此人より委して功竟しめ給へる物ありて師の漢文序を添られり。

彖易編

二卷

同人

此も前小師の草稿し始められし書ありて後小其業を同人小任されし物あり其卦裁を上の彖易編比下小述るが如し。

大同類聚方偽本辨

一卷

松浦道輔

此は今世了大同類聚方とて珍重する書數本ありて其謂ゆる真田本畑本出雲本因幡本駿河本など悉偽本なる由を国史及び諸実録小徴して論辨し師の暇なく未考へ及ばれざゆ事どもを委く究明して後生の惑をひらき示せる書あり。

鳥於志

一卷

近刻

川崎重恭

古は何人小う有らむ志とて言ちふ戲書を著して江戸の海野小山田石川岸本屋代などいふ人と并せて我が氣吹能屋翁をも甚く譏れるをその侮りを禦ぎ按山子の語小寓りて論ひ直せる書あり。

